

ISSN 0914-8671

農村計画

農業土木学会農村計画研究部会

NO.54
第35卷
1号

2006.8



農村計画 第54号

目 次

農村地域環境の豊かさと農村社会の持続のために	松尾 芳雄	1
基調講演		
農政の改革と地域資源保全		
－ふるさと資源の再発見－	生源寺眞一	4
講 演		
農村資源とツーリズムデザイン		
－スローな阿蘇づくりを例にして－	坂元 英俊	12
報 告		
1. 水循環型営農推進運動－農を守って水を守る－	紫藤 和幸	24
2. 地元と市民ボランティアで守る阿蘇千年の草原		
.....	山内 康二	34
3. 熊本県の農業農村整備と資源保全施策	榎 純一	39
4. 農業農村整備の展開方向と資源保全施策	仲家 修一	46
若手奨励賞受賞講演のプレゼンテーション資料		59
第27回農村計画研究部会現地研修集会について		66
事務局通信		68
刊行物案内		71
編集後記		72

(表紙写真) 阿蘇の野焼き

美しい景観を形成する阿蘇の草原では、毎年春に地元畜産農家をはじめ地域住民やボランティア団体等による「野焼き」が行われ、雑木林等の繁茂を防止するとともに牧草の生育を促すことにより維持・保全されています。

(裏表紙写真) 白川中流域の地下水涵養

白川中流域には、日減水深100mm～200mm程度と非常に大きい「ザル田」と呼ばれる水田が広がっています。かんがい時期に「ザル田」に張られた水は、水稻の生育や土壤中の線虫駆除を行いながら地下に浸透し、熊本地域の地下水を涵養しています。

平成18年度農村計画研修会 —第28回農村計画研究部会現地研修集会—

主催 農業土木学会農村計画研究部会
後援 熊本県、水土里ネット熊本
(熊本県土地改良事業団体連合会)
協賛 農村計画学会

1. テーマ

水土で築く豊かな環境
—阿蘇の取り組みに学ぶ—

2. 日程

平成18年9月7日（木） 研修集会
平成18年9月8日（金） 熊本県内現地検討会

3. 会場

熊本テルサ テルサホール
〒862-0956 熊本市水前寺公園28-51

4. プログラム

- (1) 研修集会 平成18年9月7日（木） 9:30～16:45
- | | |
|------------------------------|---|
| 8:45～ 9:30 | 受付 |
| 9:30～ 9:45 | 開会挨拶 |
| 9:45～11:15 | 基調講演「農政の改革と地域資源保全－ふるさと資源の再発見－」
東京大学大学院農学生命科学研究科教授 生源寺眞一 氏 |
| 11:15～12:00 | 講演「農村資源とツーリズムデザインースローな阿蘇づくりを例にして－」
(財)阿蘇地域振興デザインセンター事務局長 坂元 英俊 氏 |
| 12:00～13:00 | 休憩 |
| 13:00～13:40 | 事例報告「水循環型営農推進運動－農を守って水を守る－」
水土里ネット大菊事務局長 紫藤 和幸 氏 |
| 13:40～14:20 | 事例報告「地元と市民ボランティアで守る阿蘇千年の草原」
(財)阿蘇グリーンストック専務理事 山内 康二 氏 |
| 14:20～14:50 | 事例報告「熊本県の農業農村整備と資源保全施策」
熊本県農林水産部農村整備課農村環境室長 榎 純一 氏 |
| 14:50～15:00 | 休憩 |
| 15:00～15:40 | 情勢報告「農業農村整備の展開方向と資源保全施策」
農林水産省農村振興局設計課技術調査官 仲家 修一 氏 |
| 15:40～16:40 | パネルディスカッション
「豊かな環境の継承に向けた阿蘇の資源保全の取り組み」 |
| コーディネーター 農村工学研究所都市農村交流研究チーム長 | 石田 憲治 氏 |
| パネリスト 東京大学大学院農学生命科学研究科教授 | 生源寺眞一 氏 |

農林水産省農村振興局設計課技術調査官
(財)阿蘇地域振興デザインセンター事務局長
水土里ネット大菊事務局長
(財)阿蘇グリーンストック専務理事
フリーナウンサー

仲家 修一 氏
坂元 英俊 氏
紫藤 和幸 氏
山内 康二 氏
風戸 直子 氏

16:40～16:45 閉会挨拶

(2) 現地検討会 平成18年9月8日（金） 8:30～15:00

8:30 熊本テルサ 集合
8:45 熊本テルサ 出発
鼻ぐり井手（菊池郡菊陽町）
ASO田園空間博物館（阿蘇市）ほか
15:00 熊本空港 解散
15:50 JR熊本駅 解散

（注）本研修会は、農業土木技術者継続教育プログラムです（教育分野B9, CPD10）

農業土木学会農村計画研究部会ホームページのご案内

当研究部会のホームページでは、主催行事に関するご案内や部会誌「農村計画」のバックナンバーに関する情報を提供しております。農業土木学会のホームページからリンクしておりますので、インターネットブラウザをお持ちの方は、ぜひご利用下さい。
アドレスは、<http://www.jsidre.or.jp/bukai/keikaku/bukaitop.htm>です。

農村地域環境の豊かさと農村社会の持続のために

農村計画研究部会長 松尾 芳雄

本研修集会開催に際し、ご後援頂きました熊本県（農林水産部）と水土里ネット熊本を始め、ご支援やご協力を頂いた九州農政局、農林水産省農村振興局の各位にお礼を申します。また、ご多忙のところ、ご講演やご報告を頂く講師ならびにパネルディスカッションでご討議頂く方々、協賛を仰ぐ農村計画学会に謝意を表します。第28回現地研修集会の熊本県開催は上述のご尽力によりますことを冒頭に記し、深甚の謝意に代えます。

「水土で築く豊かな環境－阿蘇の取り組みに学ぶー」が本年度のテーマです。阿蘇は野焼きや豊かな水（伏流水）が有名です。豊かな水の源泉は阿蘇山周辺の「ざる田」と聞きます。「ざる田」の減水深は100mmに及び、水田10a当たり日100tを供給する地下水涵養の源だそうです。近年の水田転作は地域の地下水涵養機能の低下となり、阿蘇伏流水の恩恵を受ける熊本市民等90万人の水利用にも波及することです。生産条件の不利な「ざる田」への用水体系整備とそこでの稻作活動が下流域での豊かな水環境を支え、また、慣行の野焼きも地域資源の持続的利用や地域環境の保全に必要な活動（人為的攪乱）とされます。水・土に纏わる人の営為が豊かな地域環境を形成・保全する上で不可欠であると分かります。

他方、人の活動面に目を転じますと、中山間地域などの多くの条件不利地域は、過疎化・高齢化という地域社会の変容の現実があります。個別世帯の自立を前提とする地域社会が、過疎化・高齢化の進行により、自立できない世帯を地域共助により支えあう共同自立に移行し、さらには地域自体の自立が困難で公的支援（公助）が必要とされたり、集落消滅や廃村に到る事態も発生します。この35年の間に約13,000の集落が消滅しました。ある試算によると、約半世紀前の自給・自立的集落（20世帯、人口100人）の維持には、森林30ha、水田4ha、草地2～3ha、自給的菜園60aが必要と推定されます。このような集落が13,000消滅したとすると、最大6万haの農林地が放棄あるいは管理者不在の状態になったことになります。人目の及ばない（管理者不在の）地域空間が増大し、人と自然の共生関係が崩れ生態系の変化や野生生物の行動領域の拡大、かつては周知されていた崩落等の危険箇所や地域空間の異変の看過などによる災害発生やその甚大化に繋がることが懸念されます。自給的な集落と共にあった地域環境管理に代わる持続的な仕組みを新たに構築する必要があると思います。

どのような仕組みであっても、一定規模の農村定住人口の維持・確保が課題となります。定住人口確保のためには農業生産面では高齢者農業や新規就農者の視点が必要とされ、農業労働環境における軽労化・省力化・安全性の諸側面での技術開発や制度的な支援が求められます。都市住民の農村環流には、都市農村交流を介して農村の良さや魅力に触れ、都市農村共生により都市生活に必要なゆとりや安らぎなどを農村地域で補完するような段階的なアプローチが望まれます。さらに農作業事故や災害時の緊急通報、交流情報等発信などの局面を含め、都市と遜色のない情報技術利用環境の整備が併せて必要です。

「水土で築く豊かな環境」の持続性の面では、水・土に纏わる人の営為が前提となることから、水・土の保全・整備と併せて、そのような人の活動の持続性支援（個別地域における阻害要素等の改善支援）をパッケージ化した手法が求められます。

講演者・コーディネーター・パネリストの略歴
(登壇順)

■生源寺 真一 (しょうげんじ しんいち)

略歴

昭和26年 愛知県生まれ

昭和51年 東京大学農学部卒業

農林省農事試験場研究員

昭和56年 農林水産省北海道農業試験場研究員

昭和62年 東京大学農学部助教授

平成8年 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

主な社会活動

日本フードシステム学会会長（平成14年～），食料・農業・農村政策審議会委員（平成13年～），国土審議会委員（平成13年～），葉たばこ審議会委員（平成9年～），他

主な著書

「現代農業政策の経済分析」東京大学出版会，「農地の経済分析」農林統計協会，「よくわかる食と農のはなし」（家の光協会），「現代日本の農政改革」（東京大学出版会），他

■坂元 英俊 (さかもと ひでとし)

略歴

昭和29年 熊本県南阿蘇村生まれ

昭和54年 財日本農業土木総合研究所研究員

全国の農村総合整備計画策定などに携わる

平成10年 財星のふるさと専務理事

平成13年 財阿蘇地域振興デザインセンター事務局長

主な社会活動

国土交通省地域振興アドバイザー，環境省草原再生懇話会委員，熊本県地域づくりコーディネーター，筑後地域づくり研究会，財阿蘇火山博物館評議員，他

また，熊本大学大学院社会文化科学研究科公共政策学博士課程に在学中

■紫藤 和幸 (しどう かずゆき)

略歴

昭和29年 熊本県生まれ

昭和52年 長崎県立大学経済学部経済学科卒業

昭和56年 白川中流域土地改良区採用

（平成9年，土地改良区合併により大菊土地改良区）

平成10年～平成16年には大津町「ふるさと・水と土指導員」として活動

平成14年 大菊土地改良区総務課長

平成18年 大菊土地改良区事務局長

■山内 康二 (やまうち やすじ)

略歴

昭和24年生まれ

昭和49年 市民生協（後の共生社生協グリーンコープくまもと）を設立

昭和52年 同専務理事に就任

平成7年 財阿蘇グリーンストックを設立し，同専務理事に就任

平成16年 併せてNPO法人九州バイオマスフォーラム副理事長に就任，平成18年4月から事務局長も兼務

主な社会活動

農村・都市交流，野焼き支援ボランティア活動，水源涵養の森づくり活動などを通じて，阿蘇の生命資産を次世代に引き継ぐ市民ボランティア型財團を運営

■榎 純一 (えのき じゅんいち)

略歴

昭和24年 熊本市生まれ

昭和48年 宮崎大学農学部農業工学科卒業

熊本県入庁

農業農村整備，農政企画，地域づくり，市町村道行政を経験

平成8年 農地建設課調査計画係長

平成14年 農村計画課農政審議員

平成18年 農村整備課農村環境室長

■仲家 修一 (なかや しゅういち)

略歴

昭和33年 静岡県生まれ

昭和55年 京都大学農学部卒業

農林水産省入省

環境庁，国土庁，地方農政局を経て

平成 9 年 熊本県農地建設課長
平成12年 近畿農政局設計課長
平成14年 農村振興局設計課国営事業調査官
平成16年 農村振興局集落排水・地域資源循環室長
平成17年 農村振興局設計課技術調査官、現在に至る

農家に嫁ぎ、消費者は農業について知らないことだと実感。農家の視点と消費者の視点をあわせ持ち、食と農を繋ぐ役割ができたらと思っている。

■石田 憲治（いしだ けんじ）

略歴

昭和52年 京都大学農学部農業工学科卒業
昭和54年 京都大学大学院農学研究科修士課程修了
農林水産省農業土木試験場
昭和61年 農林水産省農業環境技術研究所
平成 6 年 農林水産省九州農業試験場室長
平成 9 年 農林水産省農業工学研究所室長
平成13年 独立行政法人農業工学研究所室長
平成18年 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究
機構農村工学研究所都市農村交流研究チ
ム長

主な社会活動

農村計画学会会長

■風戸 直子（かざと なおこ）

略歴

昭和46年 千葉県松戸市生まれ
平成 5 年 法政大学経済学部経済学科卒業
(金子勝ゼミにて地方財政学を学ぶ)
平成 5 年 テレビ熊本制作部
リポーター、ディレクターを務める
平成 9 年 テレビ熊本退社
フリーランサーとして活動を始め、現
在はラジオを中心に活動中
現在のレギュラーはFMKイブニングジャ
ーナル、RKKとんてるワイド大田黒浩一
のきょうも元気！他
平成14年 結婚し、父母の農作業を手伝うようになり
食・農に興味を持つ

主な社会活動

(元) 熊本市民食農応援団副団長、熊本県農業農村整
備長期計画策定懇話会委員

抱負

農政の改革と地域資源保全 —ふるさと資源の再発見—

生源寺 真一*

1. 農政改革の構図

新たな農政がいよいよ具体化される。2005年10月27日に決定された経営所得安定対策等大綱は、品目横断的政策と資源・環境対策を車の両輪と表現した。大綱に先立つ同年3月25日の食料・農業・農村基本計画は、「農業を産業として振興する産業政策と農村地域を振興・保全する地域振興政策について」「両者の関係を整理した上で、効果的・効率的で国民に分かりやすい政策体系を構築していく」とうたった。この政策理念の現れのひとつが、経営政策としての品目横断的政策と地域政策としての資源保全対策を組み合わせた新農政のパッケージにほかならない。

さまざまなパーツからなる農政は、パーツそれぞれの目的を明瞭に据えたうえで、その目的に合致した対象の設定と手法の選択のもとで遂行されなければならない。このような政策理念の追求は先進国の農政に共通する現象である。加えて、農産物市場に対する政府の過剰な介入を削減し、同時に農業・農村の食料供給以外の社会的な役割に着目した政策を強化する流れも、多くの先進国の農政に共通している。わが国も例外ではない。価格政策から直接支払制度への移行や新たな農業環境政策の枠組みの形成は、日本の農政が急ぎ足で欧米にキャッチアップするプロセスであると考えることもできる。

もっとも、いくつかの点で、わが国の農政はわが国固有の課題に取り組まなければならない。第1に農家らしい農家による農業生産の構造が形成されている欧米とは異なって、土地利用型農業とりわけ水田農業の構造改善が文字どおり焦眉の課題である。第2に農業環境政策をとっても、食料自給率の極端に低下したわが国の場合、農業を粗放化すればこと足りりとするわけにはいかない。環境への負荷の軽減と食料生産の拡充というトレードオフ関係そのものの克服が求められている。そして第3に、わが国においては地域の共有資源の保全活動に意識的に取り組むことが大切である。むろん、欧米の農業にもコミュニティの共同活動の要素がないわけではない。けれども、歴史的にいわば水社会として形成されてきたわが国農村においては、地域資源保全の必要性は格段に高いと言わなければならぬ。

この点を踏まえながら、以下ではわが国固有の政策課題のひとつである地域資源保全の今日的な意義について整理する。すなわち、資源保全政策がクローズアップされた背景（第2節）、政策のデザインにさいして踏まえておくべき地域共有資源の特質（第3節）、この特質に照らしたときの資源・環境対策の課題（第4節）の順に考察してみたい。

2. 資源保全政策の背景

水田農業をはじめとして、土地利用型農業の担い手づくりは待ったなしの課題である。これが新たな食料・農

* 東京大学大学院農学生命科学研究科教授（しょうげんじ しんいち）

業・農村基本計画の認識である。新基本計画は、「地域に農業に関わる多様な主体が存在する中で、地域の農業生産を中心的に担う経営と兼業農家、高齢農家等との役割分担についての合意形成を図りながら、担い手の育成・確保や担い手への農地の利用集積に向けた動きを加速化させていく必要」を強調している。

注意を要するのは、新基本計画が担い手づくりを待ったなしの課題であるとしながらも、広い農業地帯にごく少數の農場が点在する、いわば新大陸型の農業構造を目指しているわけではないことである。新基本計画が描いているのは、担い手と並んで安定兼業農家や高齢農家あるいはホビー農業も共存する農村のビジョンである。農地の貸し手となった世帯も多くは村に住み続けることであろう。そこで問題となるのは、否、すでに問題が顕在化しあげているのは、農地の貸借による規模拡大の進展に伴って農地の所有者と利用者の分離がさらに進むなかで、農業水利施設などの地域資源の保全管理をだれがどのように担うべきかという点である。借地農業を展開する担い手の営農展開の悩みのひとつが、地域の共同活動への参画のありかたであること、各地の事例が伝えるとおりである。

これが資源保全政策がクローズアップされた背景のひとつである。資源保全政策を要請するもうひとつの背景には、資源保全をめぐる共同活動自体が継続困難になるのではないかとの懸念がある。新基本計画の表現を用いるならば、「近年、農村においては、過疎化・高齢化・混住化等の進展により農業生産活動の停滞・後退や集落機能の低下がみられ、農地・農業用水等の資源の保全管理が困難になりつつあるなど、多面的機能の発揮に支障が生じる事態が懸念されている」のである。そしてこうした問題意識は、資源保全の共同活動の輪を地域の非農家住民やNPOなどの組織にも広げる方向の提案に結びついている。

ところで、いま述べたふたつの背景は基本的には農業・農村側の事情であると言ってよい。けれども、活動の輪を非農家へと広げるという発想や、農村の共同活動に対して一定の財政的な支援を講じるという従来はなかったアイデアの背後には、農業・農村に向けられる都会の側のまなざしの変化がある。ひとことで言うならば、それは都会には欠けている農業・農村の優れた要素を再評価する機運にほかならない。

農村では生命産業としての農業が営まれている。そして、生命産業としての農業を連綿と支えてきた地域資源には、日本社会の文化的な資産が埋め込まれている。農村の地域資源には3つの特質がある。農業用水を念頭における、具体的にイメージすることができるであろう。第1に、四季折々の変化に富んだ風土に溶け込んだ存在、それが農村地域資源である。第2に、地域資源には奥行きの深い歴史が刻み込まれている。そして第3に、地域資源を支え続けている人々の共同活動がある。コモンズとしての地域資源である（次節参照）。生命産業としての農業に触れる機会は、このようないわば生きた文化的資産としての地域資源に親しむ機会でもある。地域資源の保全活動にエールを送り、支援の手を差し伸べることは、こうした文化的な資産を保全し、これを次世代に引き継ぐ行為にほかならない。

多くの都会では、身の回りの設備や住環境の保全に住民自身が直接タッチする機会は著しく減少した。マンションのような集合住宅がその典型である。そもそも町のインフラそのものが、住民の労力を極力必要としないように整えられてきた。例えば、昔のように溝浚いを行うことはめったにない。暗渠化されているからである。道路もきれいに舗装された。打ち水する住民を見かけることも少なくなった。

住民自身の労力による貢献に代わって、地方公共団体が都市の住環境を整備し、絶えずメインテナンスのサービスを供給する。これに対して、住民は税のかたちで対価を負担するわけである。労力による対価の支払いから、金銭による対価の支払いに変ったと言ってもよい。いささか大げさに表現してみれば、こんなところにも大きな政府を生み出すメカニズムが働いている。

対価を支払っていると述べたが、行政機構や市場経済によるインフラサービスの拡大は、別の意味での代償を伴っているように思う。住民自治の衰退であり、あるいは形骸化である。これに対して、コミュニティの共同活動がなお生きているのが農村である。言い換えれば、いま都会が農村から学び取るべき要素、それがコミュニティに根

付いた共同行動のスピリッツなのである。日本の社会は、このことをある種の欠乏感とともに自覚はじめている。これも今回提起された資源保全政策の背景のひとつであると言ってよい。

ところで、代表的な地域資源である水利施設の維持管理については、施設の近代化によってその軽減をはかることが、従来の農業基盤整備の基本的な流れであった。例えば、土水路をコンクリート水路化することで維持管理の負担軽減が実現されてきた。水路を地中に埋設し、それぞれの圃場に設けられた取水口を操作することで用水が確保されるシステムも導入されている。用水路のパイプライン化である。この場合、少なくとも用水路については通常の意味での維持管理作業は不要になる。

ひとことで言うならば、農業水利施設のさらなる人工物化である。しかしながら、このような方向に対しては強い疑問の声が投げかけられている。たしかに水利施設の近代化は農業の効率化と生産性の向上に大きく貢献した。けれどもその反面、水生動物や湿地性植物の生息環境に影響が及んだことで、地域の生物多様性の後退が進んだことも事実である。例えば、旧来の水利施設では保持されていた河川と水田の連続性が断ち切られたために、魚の遡上が不可能になるといった影響である。あるいは、農業用水の親水機能という見地からすると、伝統的な水路に比べて近代化された水路に変化が乏しい点も否めない。

時代の変化である。農業の価値がもっぱら生産効率という尺度でもって評価される時代は、すでに過去のものになった。とは言うものの、たんに旧来型の水利施設を是とするだけで問題が解決するわけではない。効率をある程度断念する選択が行われるならば、それは維持管理の負担が今後とも変わらないことを意味する。変わらないならまだしも、さきにも触れたとおり、農村社会に生じている変化は多くの人々の出役に依存する共同作業を次第にむずかしくしている。高齢化が急速に進行している。各地の農村で進んだ都市化と混住化は、水路へのゴミの投棄や生活排水の流入といった現象を招いており、これも維持管理の負担を増す要因として働いている。こうしたなかで地域の人々の自治による共同の作業をバックアップするところに、資源保全政策の眼目がある。さらなる人工物化とは異なる地域資源のありかたの模索、これも資源保全政策がクローズアップされた背景のひとつであると言ってよい。

3. 地域共有資源の特質

この節ではあらためて、農村の地域資源の特質について整理する。そもそも地域資源とはなにかという問い合わせからスタートしよう。まず「地域」という形容には、地域を離れた場合に本来の機能が損なわれるという含みがある。その極端なケースは地域から移動することができない資源であり、土地がその代表である。景観という資源を移動することもできない。ベースにある土地が移動不能だからである。あるいは純技術的には移動可能であっても、それに要するコストが禁止的に高い場合には、その資源を地域資源と性格づけてよいであろう。そのうえで、こうした資源の存在する地域が農村である場合に、これを農村地域資源と呼ぶことができる。さらにそれが農業生産に投入される資源である場合には、地域農業資源と表現すればよい。

地域資源には広い幅がある。純粋の自然資源から人工の加わった自然資源、さらには純粋の人工物までを想定することができる。もっとも純粋の人工物、つまり通常の用語法でいう資本財はほとんど場所を問うことなく形成することができるから、いま述べた移動不能性の条件には合致しない。ただし、建築物のようにいったんその場所に据え付けられると、他の地域への移転に多額のコストを要するものもある。事实上、移動が不可能なことも少なくない。この意味においてであれば、純粋の人工物であっても地域資源の概念要件を満たす場合がある。

地域農業資源の多くは人工の加わった自然資源である。その典型である農業用の水利施設は、自然物である河川などの水源に、頭首工から末端水路に至る人工の構造物が連結されて機能する。加えて通常のオープン水路は自然

の地形勾配を利用して敷設されている。農業用水の水自体についても、自然の水資源が人工物によってコントロールされている点で、あるいは、水路に降雨が自由に流入するという点でも、自然と人工のミックスであると言つてよい。

ひとくちに人工の加わった自然と言っても、配合の度合いはさまざまである。そしてこの点から、その管理に必要とされる技術や組織のありようにも違いが生じることになる。例えば、ライスセンターや育苗センターのように純粹の人工物に近い施設の管理作業は、定型化することが比較的容易である。規格化して日常のルーチンワークとすることや、定期点検として外注することもできる。ただし逆に複雑な機器が組み込まれているために、保守管理に高い専門性が求められることも少なくない。これに対して水利施設の管理、なかでも圃場に近接した末端の水利施設の管理には、予見困難な要素に満ちた自然環境にさらされていることに起因する困難がつきまとう。そこには、人間が意のままにコントロールできない自然との格闘という側面がつねに含まれている。

自然と人工のミックスであることは、農村地域資源にもうひとつの特質を与える。それは農村地域資源の個性である。農村地域資源は母体となっている自然環境を反映して強い地域性を帶びている。ある農村に存在する農業水利施設とまったく同じ水利施設を別の農村に見出すことは不可能である。このことは、農業水利施設の利用や維持管理に地域それぞれの流儀があることにも結びつく。自然条件の特徴や施設のくせをよくわきまえている地元の人々が保全管理を行い、利用のルールを継承していることには合理的な理由が存在するのである。

さて、引き続き農業水利施設を素材として、やや異なった角度から地域資源の特質を探ってみよう。ここでは、農業用の水利施設が一般に分割不可能なシステムである点を取り上げる。水利施設においては、取水施設から幹線水路、分水施設から支線水路・末端水路に至るシステムの全体が機能することで、はじめて1枚1枚の圃場への用水配分が可能になる。部分を切り取ったとたんに、それは部分としての意味を失うのである。排水のシステムについても同様である。重要なのは、この分割不可能な農業水利施設が、個々の農家の投資能力や維持管理能力をはるかに超えた巨大なシステムだという点である。ここが同じ分割不能な資本財であっても、通常は個々の農業経営のコントロールのもとにあるトラクターや田植機などとは異なっている。

個々の農家の力を超えるシステムであることは、システムの建設や維持管理が地域共同の作業として行われることを要請する。事実、日本の農業水利ストックは、歴史的に地域社会の共同の営みの積み重ねによって形成され、継承してきた。もっとも、現代の土木技術は高度に機械化されているから、今日の水利施設の新設や改修はもっぱら建設会社の仕事であって、地域の人々が共同で参画することはほとんどない。しかしながら、維持管理活動は別である。とくに圃場に接している末端水利施設は、いまなお地域の人々の共同作業によって維持されている。

農業水利施設の維持管理活動が人々の共同作業として営まれることには、はっきりした合理性がある。まず、すでに述べたように、末端の水利施設の維持管理は規格化して外注することになじまない。非定型的な手作業が大きな割合を占めており、しかも突発的に障害物の除去や施設の補修が必要となる場合が少くないからである。ただし地域の人々が担当するにしても、各人の受け持ちを決めてそれぞれの責任において作業を分担する方法も考えられる。現にそのような仕組みを導入しているケースがないわけではない。けれども個別の作業に比べた場合に、集団的な作業にはいくつかの利点が存在する。いっせいに作業を行うならば、そのときだけ用水をストップすればよい。障害物の除去のような作業には、多数の人々の協力が必要な場合も少なくない。加えて、いっせいの作業であれば、水利施設全体の維持管理水準を均一のレベルに揃えることも期待できる。相互の監視が手抜きを防ぐ作用を持つと考えられるからである。つまり、水利施設の維持管理の労働にはさまざまな意味で相互に外部効果が作用しており、それが共同行動の効率を高めているわけである。

水田地帯の農村には農業用水をめぐるふたつのタイプのルールが存在する。ひとつは維持管理作業をめぐる取り決めである。農業水利の世界では、維持管理活動に対する一人一人の小さな貢献があって、はじめてメンバー全体

の利益が確保されるわけである。自分ひとりぐらい欠けても大差ないという利己的な計算から、個々の農家が手を抜きはじめるならば、水利施設を維持することはできない。もうひとつは用水の配分に関するルールである。その典型が番水慣行である。あるいは、極度の渇水年には配水しない犠牲田を決めておくことで、共倒れの事態を回避するといったケースもある。逆に豊水年であっても、メンバーの利己的な利水行動はしばしば全体としての用水の利用水準の低下をもたらす。これを抑制するのも水利用のルールである。例えば、自分の圃場や自分たちの支線用水に多くの水を引き入れるために、水路に木材などの障害物を固定するとしよう。たしかに特定の水田に引き込まれる用水は増加するであろう。けれども同時に、このような障害物はその水路の流速の低下を招き、地域全体としての取水量の大きな減少に結びつく。

ルールを裏返すならば、農業用水にはその機能を掘り崩すふたつの契機が存在すると言つてよい。ひとつは維持管理をめぐる利己的な行動であり、もうひとつは水利用における利己的な行動である。そしてこれらの利己的な行動の発生を内部から防いでいるのが、農業水利のルールにはかならない。こうしたルールが生きていることをもって、農業用水を日本型のコモンズと呼ぶことができる。以下では、その積極的な意味合いを再評価する観点から、コモンズの概念と農業水利の結びつきについて考えてみたい。

コモンズとはもともとイギリスの共有地のことである。日本であれば、入会地ということになろう。よく知られているように、コモンズの概念が社会的に注目されるようになったのは、アメリカの生物学者ハーディンによる1968年の論文「コモンズの悲劇」をきっかけとしてであった（注1）。この論文のなかでハーディン自身は、地球そのものをコモンズと見立てて、増え続ける人口の問題に警鐘を鳴らしている。

コモンズは、メンバーが利己的な行動に駆り立てられ、資源が浪費されることによって自壊する。これがハーディンによって定式化されたコモンズの悲劇である。簡単な数値例として、100人の共有地のメンバーが1人1頭ずつの牛を放牧している状況を考える。ここでメンバーが1頭の増頭をはかるとき、10万円の収益を得られる反面、放牧地に対する追加的なダメージが100万円に達するとしよう。つまり資源の利用圧はすでに限界に達していたわけである。費用が収益を大きく上回るから、増頭を断念することが賢明な選択である。けれども、これは共有地全体を視野に入れた場合の収益と費用の関係からの判断であって、個々のメンバーの経済計算に収益と費用がどのように計上されるかは別の問題である。

100万円の費用のうち増頭するメンバーが直接負担するのはその101分の2である。だとすれば、個人の経済計算としては増頭が合理的な選択だということになる。そして、このような計算結果に忠実な行動がメンバー全体に広がるとき、共有地は草資源の回復不能なダメージによって崩壊する。これがコモンズの悲劇である。

経済学の用語で表現するならば、共有地には排除不能性と消費の競合性が備わっている。ただし、ここでの排除不能性は、メンバーが自由に頭数を増やすことができるというかたちをとっている点に留意していただきたい（注2）。問題は、共有地全体からみた場合の費用と収益の関係、言い換えれば社会的な費用と収益の関係と、メンバー個人の観点からみたときの私的な費用と収益の関係のあいだにギャップが生じていることである。放牧地の草資源のダメージというコストが他のメンバーにも拡散する点で、一種の外部性が作用しており、社会的には合理性を欠いた行動が個人としては合理的なのである。もちろん、草資源には限りがあり、放牧される牛の頭数に比例して消費される。消費の競合性が働いており、利己的な行動の集積による過放牧はメンバーの生存基盤を掘り崩す結果に終わる。

けれども少し考えてみれば分かるとおり、コモンズの悲劇が通則であるならば、コモンズがこの世に存在することはあるえない。かりそめに存在したとしても、悲劇によってまたたく間に自壊するほかはないからである。けれども、イギリスの共有地に限らず、メンバーの共有のもとにおかれた資源はさまざまな国や地域に長年にわたって存在し続けた。日本の入会地しかりであり、コモンズとしての農業用水はいまなお健在である。

農業用水に引き寄せて、コモンズが長期にわたって存続してきた理由をここであらためて確認しておきたい。第1

の理由は、農業用水を合理的に利用するためのルールが存在していることである。同じコモンズでも、農業用水は利水者自身によってコントロールされたコモンズなのである。人々の利己的な行動の帰結である資源の破滅的な浪費は、人々の協調行動によって回避されている。実は、コモンズの悲劇を唱えたハーディン自身が20年後の論文において、「私の論文のタイトルは『管理されざるコモンズの悲劇』とすべきであった」と述懐している（注3）。

さて、コモンズとしての農業用水が存続しているもうひとつの理由は、維持管理作業における集団行動の合理性であり、合理性に裏付けられた維持管理ルールの存在である。第1の理由が共有資源の利用をめぐるものであるのに対し、この第2の理由は共有資源の再生産のプロセスに関わっている。ふたつの理由は、農業用水の機能を掘り崩す潜在的な契機が水利用と維持管理の両面にあることに対応している。ふたつの面でコモンズの悲劇の可能性があり、それぞれについて機能崩壊を食い止めるルールが存在していると言い換えてもよい。

すでに触れたように、地域資源としての水利施設の建設や維持管理については、一種の集団化の経済や労働間の外部効果が作用することで、効率の観点からも共同行動が合理的である場合が少なくない。けれども、つねに共同の維持管理活動に軍配が上がるとは限らない。共有資源を分割したうえで、それぞれに管理・利用するシステムが有効なケースをアプリオリに排除することはできない。同じ水田水利であっても、アメリカやオーストラリアのような新開国の場合には、個々の農業経営の規模が大きく、しかも農地がまとまっている場合が多いため、支線レベルの水路が事実上個人の用水であるケースが少くない。いずれが合理的なシステムであり、したがって安定的なシステムであるかは、さまざまなファクターの相対的な重要度に依存して決まるempirical questionであると考えるべきであろう。

4. 時代の要請に応える政策

2005年10月に決定された経営所得安定対策等大綱では、資源保全政策と農業生産環境政策を密接にリンクした施策として設計する方向が打ち出された。政策の名称も「農地・水・環境保全向上対策」とされた。この対策のうち資源保全政策に直接対応するのは「共同活動への支援」である。すなわち大綱には「社会共通資本である農地・農業用水等の資源を、将来にわたり適切に保全し、質的向上を図るために、集落など一定のまとまりを持った地域において、農業者だけでなく地域住民等の多様な主体が参画する活動組織を設置し、活動組織の構成員が取り組む行為を協定により明確化した一定以上の効果の高い保全活動（現状の維持にとどまらず、改善や質的向上を図る活動）を実施する場合に一定の支援（基礎支援）を行う」と述べられている。

一方、環境保全政策に対応するのは「営農活動への支援」である。こちらは「農業が本来有する自然循環機能の維持・増進により、環境負荷の大幅な低減を推進するとともに、地域農業の振興にも資するため、活動組織内の農業者が協定に基づき、環境負荷低減に向けた取組を共同で行った上で、地域で相当程度のまとまりを持って、持続性の高い農業生産方式の導入による化学肥料・化学合成農薬の大幅使用低減等の先進的な取組を実践する場合に一定の支援（先進的営農支援）を行う」とされた。

このように「農地・水・環境保全向上対策」は、あらためて「基礎支援」と「先進的営農支援」の二層の政策として打ち出されたわけである。ここではふたつの問題を指摘しておきたい。ひとつは、「先進的営農支援」の対象地域を「基礎支援」の実施地域であって、計画等に基づき地域として環境保全に取り組む地域」とした点についてである。つまり、「基礎支援」の実施地域であることが、「先進的営農支援」の対象になるための要件のひとつとされたわけである。問題は、地域資源保全の取り組みの範囲と環境保全型農業の取り組みの範囲が重ならないケースが少ないと考えられる点である。とくに環境保全型農業の場合、例えば販売戦略を軸に結集した農業者の組織による取り組みのように、地縁的な組織とは異なるスタイルをとる場合がある。あるいは、特定の農家が非常に優れ

た取り組みを行っていても、所属する地域の資源保全への取り組みが充分でないならば、「先進的営農支援」の対象となることはできない。

ある特定の政策の対象となるために、別の施策によって設けられた要件のクリアを求める手法をクロスコンプライアンスと呼ぶ。1992年の改革によってEUの共通農業政策に導入された手法である。大綱で打ち出された資源保全政策と農業生産環境政策のリンクは、後者の資格要件として前者の達成を求めており、クロスコンプライアンスの手法と共に有している。しかしながらクロスコンプライアンスという政策手法は、ある要件の達成を求められる主体と、そのことによって政策の利益を享受する主体が同一であることを前提として成立している。その意味では似て非なる手法とみるべきであろう。合理的な政策体系の設計という観点に立つとき、「農地・水・環境保全向上対策」には看過できない問題が含まれている。

もうひとつの問題は、「基礎支援」に投入される助成金の使途とその水準についてである。大綱そのものは、具体的な使途のありかたといった点を詳細に記述しているわけではない。今後の検討に委ねられているのであるが、助成金の積算に共同活動に投入されている労働の労賃換算という考え方かが適用される可能性もある。もちろん、積算の根拠と助成金の使途が重なり合う必要はないわけであるが、地域コミュニティの共同活動のなかで提供されてきた労働に外部資金による対価が支払われる事態も考えられないではない。いわば政策に後押しされて市場経済に接近するわけである。かりにこうした方式が採用されるとするならば、資源保全政策はほんらいの目的を逸脱して機能する恐れがある。資源保全政策の目的は、農村コミュニティの共同活動を励起するところにあった。こうした市場経済とはディメンションを異にする共同の営みも、近未来の日本社会に引き継ぐべき大切な要素だからである。これをむしろ政策的に分解することになるとすれば、いったい何のための政策かということになる。制度設計の詳細に分け入っていくさいにも、共同活動の励起という基本線を踏み外すべきではない。

加えて助成の水準についても、地域資源の賦存形態の違い、したがって資源保全活動の難易度の差に充分配慮したものであることが求められる。的確で説得力のある根拠に基づいた助成であるからこそ、納税者としての国民の理解が得られることになる。もちろん、助成の水準はただ高ければよいというものではない。そのような説明力を欠いた政策に別れを告げること、これも今次の農政改革が掲げる理念のひとつなのである。

2007年度は改革農政元年であり、新たな手法からなる資源保全政策のスタートの年でもある。しかしながら、この時点で練られている資源保全政策が万全のものであるかと言えば、必ずしもイエスと答えられるわけではない。新たな政策にはつねに試行錯誤の要素を内包しており、その意味では絶えざる改善の努力が求められることになる。

5. むすび

地域資源保全施策は現代版のコモンズとして農村コミュニティの共同活動を励起するための政策でなければならない。メンバーの行動規範やメンバー相互の信頼関係といった点で、いまなお農村社会にはソーシャル・キャピタルが生きている。農村は、成果が即座に現れることに拘泥しないという意味で、我慢強い社会でもある。他方で、個性的な行動や外部からの参入に対して、必要以上にブレーキとなりがちな側面も否定できない。開かれたコモンズであるために、慣行としての共同作業から自立した個の合意にもとづく共同作業への転換という視点も大切にすべきである。

「時代の転機に立つ私たちがいま取り組むべき仕事は、足元の日本社会の特質を見つめ直すことである。そして、そこにある優れた要素を次代に引き継ぐことである。経済成長の速度と到達水準によってではなく、日本が日本らしくあることによって尊敬の念をもって遇される、そんな国姿を構想する必要がある。とくにアジアの国々の成

長が順調に進むとすれば、所得水準で測られた日本との距離はさらに短縮される。それでもなお国際的に評価される日本社会のありかたが問われている。この文脈において近未来の農業と農村は、依然として日本の社会の重要な要素であるに違いない。農政改革の視野はこの国のこころとかたちのありように及ぶものでなければならない」(注4)。

注

- 1) G. Hardin, "The Tragedy of the Commons" , Science Vol.162, 1968.
- 2) 排除不能性と消費の競合性を備えた資源は、しばしばopen access resourceと呼ばれる。また、特定のメンバー以外についてはその資源の利用から排除可能で、消費の競合性が伴っているケースはcommon property resourceもしくはcommon-pool resourceと分類される。ここで問題としている共有地は、メンバーが特定されているという意味ではcommon property resourceであるが、メンバーの利用になんらのコントロールも存在しないとすれば、実質的にはopen access resourceとしての性質を帯びることになる。
- 3) G. Hardin, "Commons Failing" , New Scientist, 22 October, 1988.
- 4) 生源寺眞一『現代日本の農政改革』東京大学出版会、2006年の「はしがき」より。

農村資源とツーリズムデザイン —スローな阿蘇づくりを例にして—

坂元 英俊*

【星野村】



坂元英俊 週刊漫画モーニング「クッキングパパ」文庫本 第71巻 掲載

I. 農村資源

1. 地域観光の現状

(1) 人は何を求めて、移動しているのか。

じゃらん、九州ウォーカー、おとののいい旅、外戸本等の影響

(2) 衰えていない観光

観光は衰えていないが、観光だけで議論すると、全国の市町村が観光を追い求めすぎて、観光による集客は大きな差がしてきた。

(3) 物づくり発想の転換

地域にあるものを活かす。

2. ツーリズムや体験型観光の盲点

(1) 施設型観光から体験交流型観光へ

市町村のほとんどは、施設型観光に行き詰まり、多大な債務を抱えるにいたっている。そこで、施設型観光よりはお金のかからない地域資源を活用したツーリズムや体験型観光へシフトしてきた。

*財阿蘇地域振興デザインセンター事務局長（さかもと ひでとし）

しかし、観光や地域づくりの考えが変わらないまま、相変わらずツーリズムや体験型観光に取り組めば、人が集まると錯覚している。

(2) そこにしかない地域の良さの提供

体験型・交流型観光はツーリズムに含まれると考えれば、“そこにしかない地域の良さが提供できれば”を前提にして、次の内容は成り立つ。

①ツーリズムの時代

これまでの団体型観光から、個人やグループ型観光と呼ばれる「だれと」「何をしにいくのか」という、個人やグループの目的やテーマにそった「テーマ型観光」への旅行スタイルの変化に伴い、多様なニーズが旅行に求められてきた。旅行の主流はマイカーになっている。

また、旅先では地元にある農村・漁村の暮らし、風景、匠の技、商店街、自然・歴史、食などの個性を活かし、地域住民と旅行者の様々な交流や体験が中心の旅のカタチが求められている。これまでの景観や施設で誘客する観光とは違う。

②グリーンツーリズムとは何か（ほとんどの地域は農村の集合体）

グリーンツーリズムとは、都市生活者がゆとりある余暇の過ごし方を求めて、緑豊かで個性的地域文化に囲まれた美しい農村に滞在することを目的とした旅行である。すなわちグリーンツーリズムは従来の名所巡り、有名リゾートへの観光旅行とは範疇的に異なるものであり、緑豊かな自然、美しい景観の中での休養、自然観察、地域の伝統的・個性的文化との出会い、農村生活体験、農村の人々とのふれあいを求めての旅である。

農村にある当たり前の暮らしや自然、史跡、歴史、陶芸への誘い。案内人付き。結果的に地域づくり、集落づくり。これまで中心だった施設や景観はプラス要因。

3. なぜ今、ツーリズムなのか

(1) 体験型観光とツーリズム

観光のための体験・交流 体験型観光 体験プログラムの内容が魅力

地域のための体験・交流 ツーリズム 地域の暮らしや自然・歴史・文化が旅の魅力

ツーリズムは、地域の良さ（特徴）を引き出すことがポイント

共通項は、体験型観光もツーリズムも、もてなす側の人

(2) 地域づくりと観光

①観光のための地域づくりではない

②地域づくりは、魅力的な暮らしの継続

暮らしを囲む地域特有の自然や歴史・文化のよさの発見

そこに住むことの誇りを感じること

したがって、地域づくりが結果的に観光につながる

これまでの観光はひとつのポイントで、多くの集客人数と売り上げを上げることが目的

体験型観光やツーリズムは人が対応するので集客人数に制限があり、売り上げも決まる

訪問者のためには、地域内のいくつかのポイントへの分散化が必要

結果的に地域経済に波及効果がある

(3) 地域づくりがツーリズム成功の鍵

- ①他にない地域の魅力の発信が、他地域との違いを生む
- ②だから、この地域に来たくなる
- ③そこでのツーリズムだから意味がある

地域とつながらなければ、ツーリズムではないし、地域の特徴をアピールできないツーリズムならどこにでもある。

4. 地域づくりは持続性のある観光（交流）のベース

(1) 何のための地域づくりか

私たちが住んでいる集落を、町や村を、東米良を、そこに住む人が本気で素晴らしいと思える地域にしていくこと。

（住民意識の変革）

(2) 地域活性化とは

活性化とは住んでいる地域を好きになること

地域の良さを知り、良いところを伸ばすこと

都市に近づこうとしてバラバラになりかけた地域をもとの地域に戻す。

地域らしさを取り戻すこと。

(3) 住むことが誇りになる地域づくり

5. おもてなしの心が育む地域

どのような思いでお客様に来ていただくのか

何を提供するのか

また来たい。あの人に会いたい。これが一番・・・感動

6. 集客の核づくり

これまでの施設を作れば人が来る、特産品を作れば売れる、は幻想。

これから体験型観光をすれば人が来るも幻想。

地域の良さにつながった施設、地域とつながった特産品。

地域の特徴とつながった体験型観光の構築が基礎になる。

ダントツの集客を誇る体験型プログラムやツーリズムの拠点をつくる。これが、集客の核となり、広報や宣伝に活きる。

あれもこれもは、伸びない。

今伸びてるもの、伸びる要素が見えているものを見つけ出し、徹底的に集中した取り組みで成功モデルを作る。

7. ツーリズムの種類

ツーリズムは、地域の暮らしや自然・歴史・文化などを活用した旅

グリーンツーリズム (農業・農山村体験)	農業農村の活用・・・農家民宿、農家レストラン、農業体験、農園、観光農園 体験メニューの作成、農家レストランマップ、立ち寄り農家あるいは集落の設定、農産物の販売、ガイドマップの作成、農家民宿案内、花の回廊マップ、そばの里マップ等
ブルーツーリズム (漁業・漁村体験)	漁業漁村の活用・・・漁家民宿等グリーンツーリズムとの併用、天日干し魚体験、かまぼこ加工体験等
エコツーリズム (自然体験・散策)	自然の活用・・・・自然案内人（インターブリター）の育成 コースの設定、ツアーガイドの選定（組織化）、トレッキング、ダイビング、イルカウォッチングガイドマップの作成、水、花、自然へのアクセスマップ等
タウンツーリズム (商店街・温泉街散策)	商店街の活用・・・個人、空き店舗、おもしろさ、空間づくり まちの散策マップ、食の立ち寄り店、商家民宿、町なか案内人の育成
ワーキングホリデー (地域の作業体験)	農家などに労力を提供しながら、休暇を地域で過ごす制度
自然学校 (地域資源活用体験)	豊かな自然やその土地の歴史や文化、交流を通しての自然や環境の学習・体験
その他	スポーツ体験等

ツーリズムのキーワードは、人・暮らし・交流

ツーリズムは、「地域の暮らしの継続、自然・歴史・文化資源の保護」「地域固有の資源を生かした交流や観光の成立」「地域経済の活性化」の3つの目的の成立をめざす。

8. ツーリズムの効果（グリーンツーリズムを例にして）

家庭では・・・

おじいさん、おばあさんに新しい出番が生まれる。

後継者に新しい仕組みを行き継ぐことができる。

ちょっとした副収入を得ることができる。

家族みんなの生活にそれぞれはりができる。

地域では・・・

気づかなかった地域の良さを発見する。

農村の暮らしを情報発信することで自信が生まれる。

集落内のつながりが強くなり元気な集落になれる。

農村集落が残り、集落消滅をくい止められる。

9. ツーリズムの素材を探そう（グリーンツーリズムを例にして）

お母さん、おばあちゃんの手作りの味をみんなに分ける。・・・「農産加工」

漬け物、饅頭、惣菜等

その日の朝に採れた新鮮野菜がならぶ。・・・「直売所」

キャベツ、にんじん、自然薯、柿等

自分の家で採れた旬の食材を料理する。・・・「農家レストラン」

だご汁、煮しめ、あか牛焼き肉、魚の煮付け等

農村の豊かな暮らしを都会の人と分かち合う。・・・「農家民宿」

自分の家を使う、空き家を使う等

農家と一緒に汗を流そう・・・「農業体験」

芋掘り、大根掘り、田植え、稲刈り、ブドウ狩り、魚釣り等

ツーリズムの素材は、農村・漁村の日々の暮らしや地域の中にたくさんあります。その素材をみんなで発見することが最初の取り組みです。

Ⅱ. ツーリズムデザイン

1. 交流の場の創造フロー

地域資源を活かした地域側と訪問者側の交流の場を創り出す

2. 都市と農村の交流機能

都市と農村の交流機能の考え方

3. 地域に新しい人の動きをつくる

ツーリズムや体験観光が地域に新しい人の動きをつくる

この仕組みが、広範な地域経済に貢献する

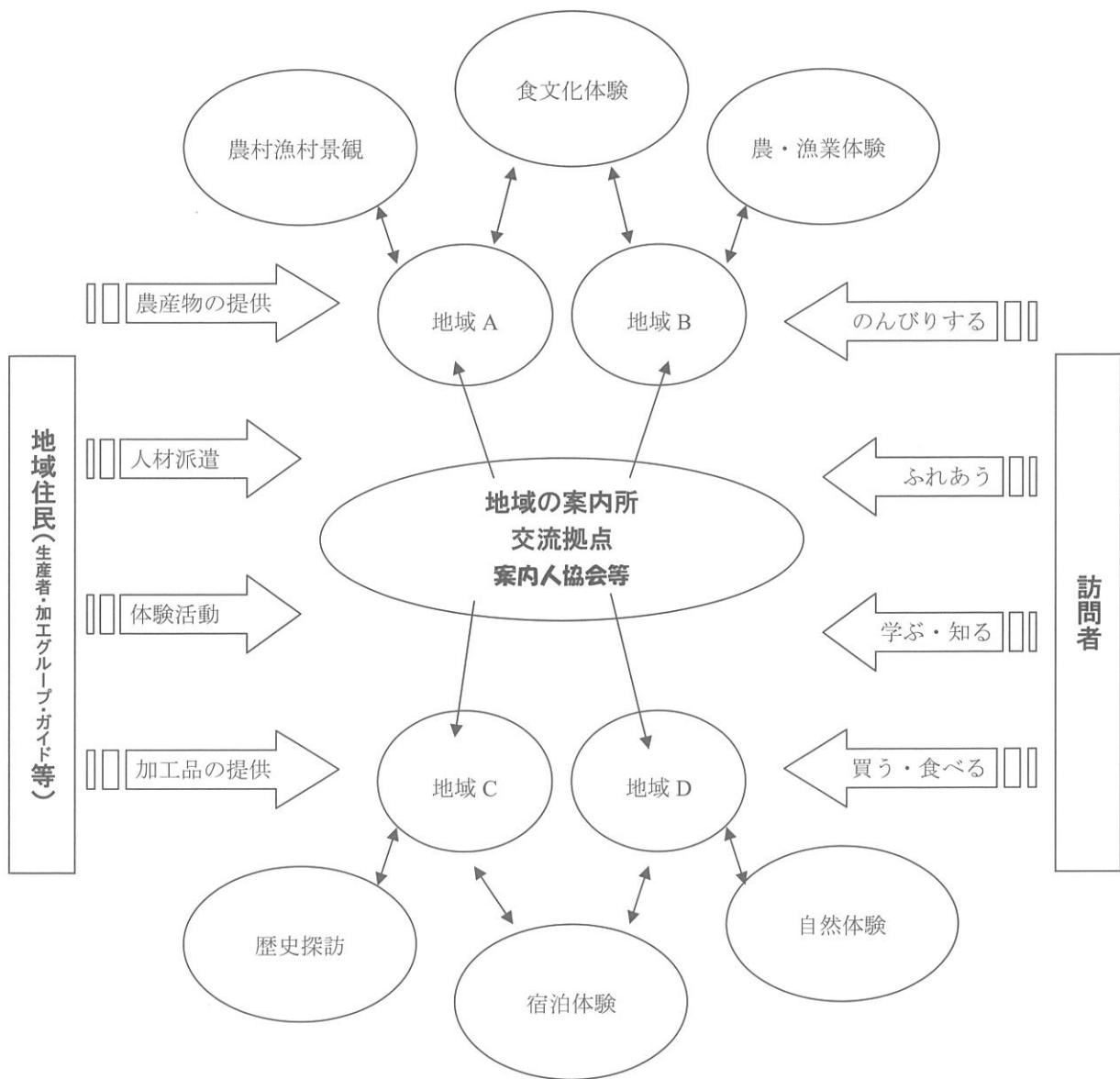
4. 戦略的な情報発信

何を情報発信するのか

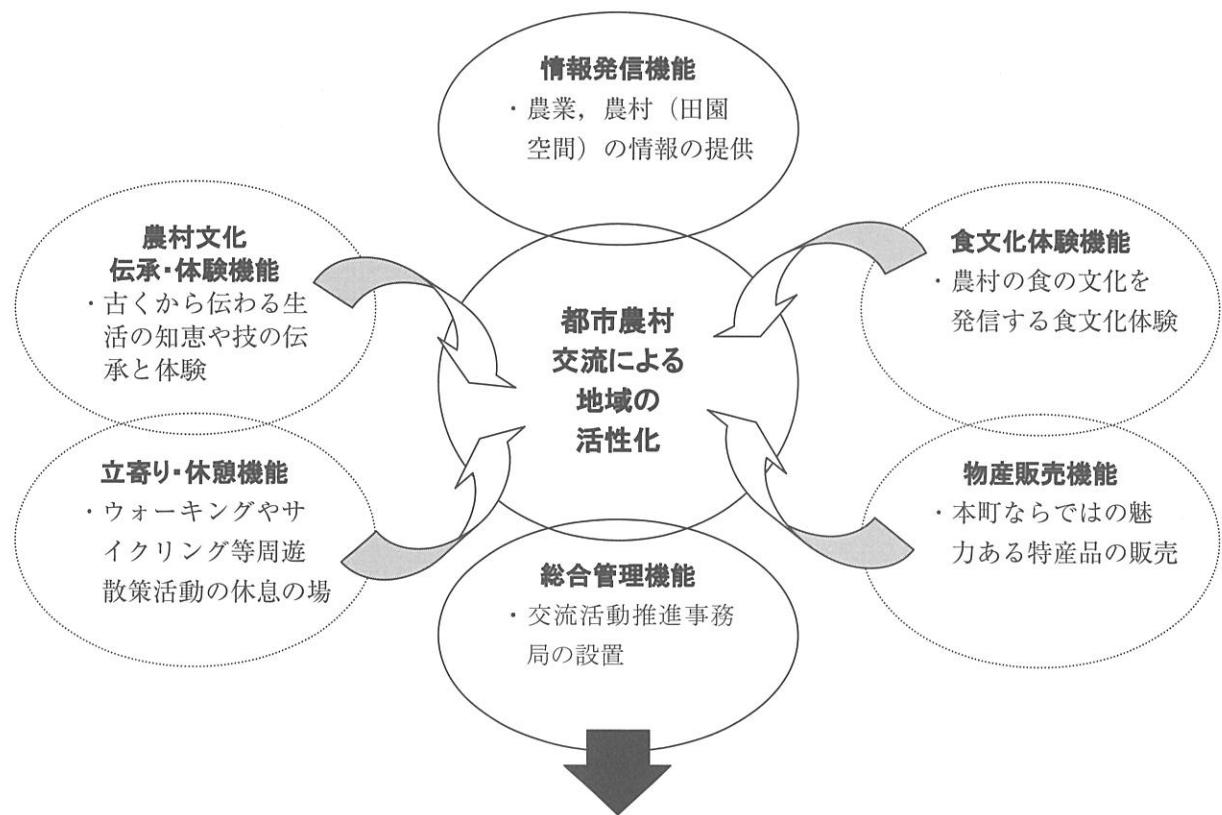
取り組みがメディアやマスコミ媒体につながるための情報活用

阿蘇テレビ・新聞・テレビ局・旅行情報誌等

交流の場の創造フロー



都市と農村の交流機能



導入機能	役割	施設案
総合管理機能	・交流施設との連携方策等、交流活動の企画運営を図る事務局を設置する。	・交流情報センター、コミュニティーなど ・(案内・各予約・事務局) ・会議室
情報発信機能	・交流情報の発信 町内及び広域的な交流情報を発信する交流窓口となる。 パソコン機器や案内マップによる情報の提供を行う。 ・食文化情報の発信 本町ならではのふるさとの味の発信を行う。 ・特産品情報の発信 新鮮農産物や加工品、産地情報の発信を行う。	・情報発信交流コーナー ：掲示板、パソコン機器 ：資料閲覧 ・名人さん紹介コーナー ：歴史案内人の派遣等 ・試食体験 ：産物展示、産地紹介
農村文化伝承機能	町に伝わる伝統文化の伝承等を通じて都市農村交流及び地域間・世代間交流を深める。	・体験交流研修室
立寄り・休憩機能	町内交流資源散策及び体験後の休息の場となる。	・トイレ
交流補完機能	利用者が迷わず来ることができる道路案内及び受け入れに必要な駐車場、玄関口を確保する。	・サイン誘導板 ・駐車場

阿蘇広域連携プロジェクト

スローな阿蘇づくり

阿蘇カルデラツーリズム

【阿蘇で過ごす新しい旅のかたち】

阿蘇テレビ：<http://www.aso-tv.com/>

【阿蘇カルデラツーズムの魅力を動画で配信中】

財団法人 阿蘇地域振興デザインセンター

1. なぜ今「スローな阿蘇」なのか

ファストスピードの旅からスロースピードの旅へ

現在の阿蘇の観光は、マイカーや観光バスを使い旅行雑誌に掲載されてる有名観光地を飛び回るファストスピードの旅が主流。

阿蘇くじゅう国立公園の再認識や世界的なカルデラに住む誇りを取り戻し、阿蘇の自然や歴史、文化、そして暮らしなどツーリズムの資源となる地域の良さを味わったり、地元の人たちとの交流は、ゆっくり歩く、自転車で走る程度のスロースピードでの移動にギヤチェンジ。

阿蘇は、ゆっくり過ごすところ・・・イメージの定着化

阿蘇はゆっくり過ごすところというイメージの定着化を図る。

知らなかった素顔の阿蘇を発見し、私だけの阿蘇にするがテーマ

阿蘇くじゅう国立公園

阿蘇カルデラツーリズム

ゆっくりと、阿蘇へ。

のんびりと、阿蘇で。

車で通りすぎたら気づかない、

やさしい野の花、雲の色、人の笑顔…。

ゆっくり歩いて、自転車こいで、立ち寄って、

知らなかった素顔の阿蘇を探す旅に出かけてみませんか。

2. スローな阿蘇づくり「阿蘇カルデラツーリズム」の展開

(1) 阿蘇観光の現状と課題

阿蘇地域は、阿蘇くじゅう国立公園を擁し、約1,200平方kmの面積に7万5千人が住む自然、歴史、文化に恵まれた地域です。

阿蘇の自然は阿蘇五岳をはじめ、周囲約130kmにも及ぶ世界最大級のカルデラやそのカルデラを囲む外輪山、広大な草原や森林などの豊かな自然に抱かれた美しい地域であり、各地の湧水や温泉も豊富です。平成15年の熊本県観光統計では年間1,900万人もの観光客が訪れる県内最大の観光地となっています。また、旅行スタイルの変化に伴い、阿蘇地域へのマイカー旅行が急増している状況です。現在の阿蘇地域における観光や地域づくりの課題は次の4つが考えられます。

①広域回遊

観光施設や見どころが単体として存在している現在の観光のあり方では、農村や商店街など地元地域への大きな波及効果を生み出すことが難しい状況です。観光地を含め阿蘇地域全体を回遊できるシステムを構築できれば、地元への経済効果を拡大することができると考えられます。

②観光客のニーズ変化

これまで、阿蘇山火口、草千里、レジャー施設、温泉、物産館、食事処等の有名な立ち寄り所に観光客が訪れていました。これからもこの傾向は続くと考えられますが、阿蘇へ訪れる人々は多様化し、都会の普段の生活ではできない農村の暮らしそのものを体験し、地元の人と交流するニーズも高まっています。阿蘇地域でも、このニーズにこたえられる地域資源の再認識や農村・商店街の魅力の創造が必要になりました。

③幹線道路の渋滞

土・日休日は幹線道路である国道57号線は大渋滞になり、渋滞を回避するための「抜け道マップ」が作成されるほどです。平成15年10月には南阿蘇の西原村～久木野村間に俵山トンネルが開通しましたが、ピーク時は地域内の交通渋滞も見られるほどです。

④ひとつの地域としての阿蘇のイメージ不足

阿蘇地域は平成17年2月に町村合併が終わり、阿蘇12町村から1市6町村になりましたが、阿蘇地域は広く、観光資源も豊かであるがゆえに、「阿蘇地域が一体になった魅力の構築と情報発信」が不足していました。しかし、阿蘇地域が1市6町村の個性を連携させれば、大きな魅力ある地域として、強い求心力を持つはずです。

(2) 時代の流れ：ファストスピードからスロースピードの旅へ

現在の阿蘇の観光は、マイカーや観光バスを使い旅行雑誌に掲載されてる有名観光地を飛び回るファストスピードの旅が主流です。

阿蘇くじゅう国立公園の再認識や世界的なカルデラに住む誇りを取り戻し、阿蘇の自然や歴史、文化、そして暮らしなどツーリズムの資源となる地域の良さを味わったり、地元の人たちとの交流は、ゆっくり歩く、自転車で走る程度のスロースピードでの移動にギヤチェンジが必要です。

(3) 課題解決のための3つの「旅のスタイル」

これらの課題を解決するためには、阿蘇が持つ多様な地域資源（素顔の阿蘇）をアピール（阿蘇遺産・ASO大陸等）しながら、阿蘇のありのままを活かす環境共生型の新しい観光・交流の仕組みが必要となっていました。

課題①：広域回遊

ゆっくり町を歩き、自転車で農村集落や田園地帯、史跡などの観光地も回る。大自然に触れる。そのような阿蘇ツー

リズムや回遊のコースをつくります。

解決策Ⅰ：阿蘇ツーリズムと回遊のコースづくり（阿蘇カルデラツーリズム）

- ・タウンツーリズム 商店街の魅力づくりや町なか散策の開発
- ・グリーンツーリズム 滞在や交流型の農村体験の開発
- ・エコツーリズム 自然案内人が案内する自然体験の開発
- ・サイクリング 農村の集落や田園風景、町の中をのんびりと自転車で走るコースの開発

課題②：観光客のニーズの変化

地元の人とおしゃべりしながら、お茶やお菓子をほおばる。農家や牧場に立ち寄ったり、いろいろな体験をする。もてなしをしてくれる人材を発掘したり、人材を育成し、交流と体験のできる体制を整えます。

解決策Ⅱ：もてなしの人づくり

- ・待ち受け機能（ふるまい・交流）

地元農家では手作りのお漬物やお菓子で訪れた人をもてなしてくれます。

商店街では食べ歩き散策ツアーなど、地元で評判のおいしい商品を試食して歩きます。

- ・案内人

阿蘇の自然を案内する自然案内人や町なかの案内人が素顔の阿蘇を紹介します。

課題③：幹線道路の渋滞

JR豊肥本線沿線にパークアンドレイルライドの採用、サイクルトレインや町村を結ぶ循環バスの運行など公共交通機関で阿蘇地域を訪れるこことのできる仕組みをつくります。

解決策Ⅲ：回遊交通体系づくり

- ・パークアンドライド

渋滞緩和のためにJR豊肥本線の駅で自動車を駐車し、列車に乗り換えたり、阿蘇地域内の駐車場で循環バスに乗り換えるなどの公共交通機関の利用開発。

- ・サイクルトレインの運行

自転車も一緒に乗ることができるJR列車と南阿蘇鉄道列車の運行

- ・循環バスの運行

阿蘇カルデラの阿蘇谷、南郷谷や北外輪の小国郷、東部高原や南外輪を走る循環バスの運行

課題④：ひとつの地域としての阿蘇のイメージ不足

3つの課題解決と新しい旅のスタイルを阿蘇全体として発信するしくみづくり

解決策Ⅳ：スローな阿蘇づくり

まるごと・ゆっくり・阿蘇ですごす「阿蘇カルデラツーリズム」

「スローな阿蘇づくり」とは阿蘇地域の中で、ゆっくり歩く、ゆっくりと自転車で走る、そのようなスピードで農村や自然が持つ素顔の阿蘇に触れたり、自然案内人や地元の人たちとの交流によって、阿蘇の新たな魅力を発見する新しい旅のかたちです。

そのために、農村を楽しむ、商店街散策を楽しむ、自然を楽しむ、といった様々なかたちのツーリズム・阿蘇カルデラツーリズムの開発とツーリズムの拠点を結ぶ交通のシステムづくりを行います。阿蘇地域でのこれから旅のあり方や交通の仕組みを実験検証し、期間限定から通年へと移行させていくものです。

この仕組みは、公共交通機関による大阪、東京など九州外からの阿蘇地域への訪問が行いやすくなります。あわせて海外からのお客様の交通の利便性も高くなります。また、阿蘇ツーリズム（農村、自然、商店街などが連携しあった観光・交流）や人づくりを充実させながら、阿蘇の地域をまるごと活用した旅のあり方として全国にアピールしていきます。

す。

阿蘇カルデラツーリズムは国の特区に指定されています。

3. スローな阿蘇づくり・阿蘇カルデラツーリズム

平成18年度は、平成14年度から継続して取り組んでいる農村散策、商店街散策、自然・歴史散策を阿蘇カルデラツーリズムとして充実させながら、国土交通省と熊本県、7市町村の交通実験以降の循環バスの通年化をめざし、新しい人の動きを作り出す取り組みをしていきます。阿蘇小国郷は、平成18年4月1日から循環バスの通年運行を開始。

(1) 阿蘇カルデラツーリズム

阿蘇地域の農村で交流するグリーンツーリズム、商店街を散策するタウンツーリズム、阿蘇の雄大な自然や史跡を歩くエコツーリズムの総称が阿蘇カルデラツーリズムです。

①阿蘇びとのおもてなし（グリーンツーリズムおよびタウンツーリズム）

お茶のふるまい、漬け物や豆腐の試食、お酒の試飲、家庭料理の特別メニュー、商店街の実験店舗、観光農園、農家レストラン、農家民宿、物産販売など食と笑顔とおしゃべりで、ゆっくり流れる阿蘇の時間を過ごしましょう。また、まちの案内人が楽しみ方を伝授します。

②自然案内人が誘うエコツアー（エコツーリズム）

阿蘇の自然に詳しい案内人が火山、ブナの原生林、草原や自然渓流などのあなたの知らない素顔の阿蘇へエコツアーでお連れします。

③サイクリングや散策が楽しめる

足元の草花、農村集落の佇まい、澄んだ風、阿蘇五岳や外輪山に見守られながら、自転車を走らせたり、農村や田園、商店街を散策しながら阿蘇びとと交流しましょう。

JR豊肥本線阿蘇駅（阿蘇町）には、楽チャリ（電動機付き自転車）がレンタサイクルできます。また、体験交流センター四季の森（久木野村）やおふくろ館（久木野村）ではレンタサイクルが用意されています。

(2) 公共交通を活用してスローな阿蘇に参加する

平成17年度は路線バスの再編を含め循環バスの通年化を進めます。

①パークアンドレイルライド

マイカーは、JR豊肥本線大津駅でのパークアンドレイルライドや阿蘇地域の循環バスが停車する施設を活用します。JR豊肥線や南阿蘇鉄道に自由に乗り降りができる阿蘇カルデラフリーキップを発行するなど通年化の取り組みに着手します。

②サイクルトレイン（自転車列車）

JR九州の豊肥本線が熊本駅から宮地駅まで自転車で乗ることができます。また、南阿蘇鉄道は立野駅から高森駅まで自転車で乗ることができます。サイクルトレインは1日1便運行します。通年化の取り組みに着手します。平成18年7月22日から、観光列車でサイクルトレインを採用。

③広域循環バス

北外輪山の小国郷（小国町・南小国町）は、平成18年4月1日から通年運行開始。阿蘇カルデラの阿蘇谷（阿蘇市：旧一の宮町・旧阿蘇町）駅や施設、農村、商店街を回る循環バスは、通年化に向けて取り組みます。南阿蘇南郷谷（高森町・南阿蘇村：旧白水村・旧久木野村・旧長陽村）や東外輪（産山村・波野村）、南外輪（蘇陽町）、西外輪（西原村）などの循環バスも通年化を検討します。

4. A S O大陸 情報発信

(3) インターネット放送局 阿蘇テレビの配信

スローな阿蘇づくりの全体の仕組みや阿蘇カルデラツーリズムの拠点を動画で配信するインターネット放送局・阿蘇テレビが開局。旅の楽しみや地元の人との交流が動く映像で楽しめます。平成16年7月1日より、プログラムは順次追加中。

阿蘇テレビ：<http://www.aso-tv.com/> (yahoo検索で阿蘇と入力すれば1ページ目に出できます。)

(4) FMくまもとの番組提供

阿蘇地域をゆっくりのんびり過ごすための地域紹介やイベントなどをテレフォン情報や現地取材で提供。

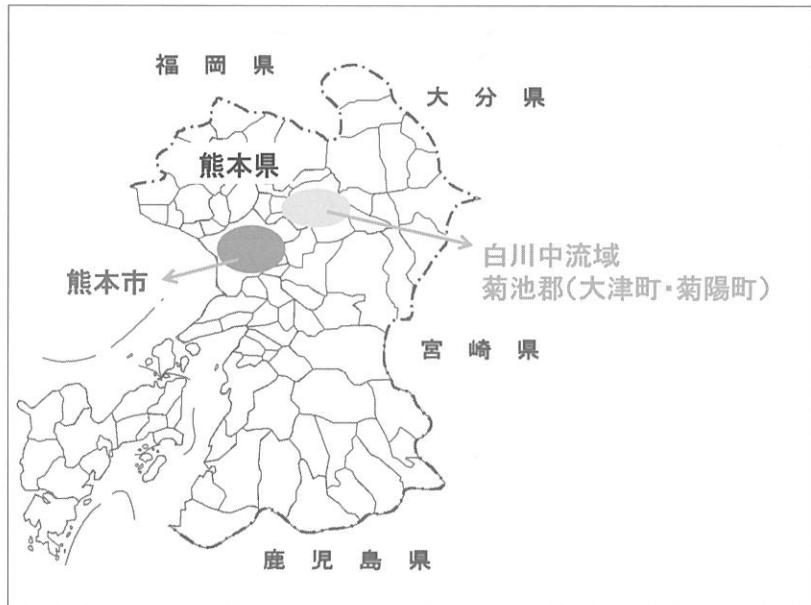
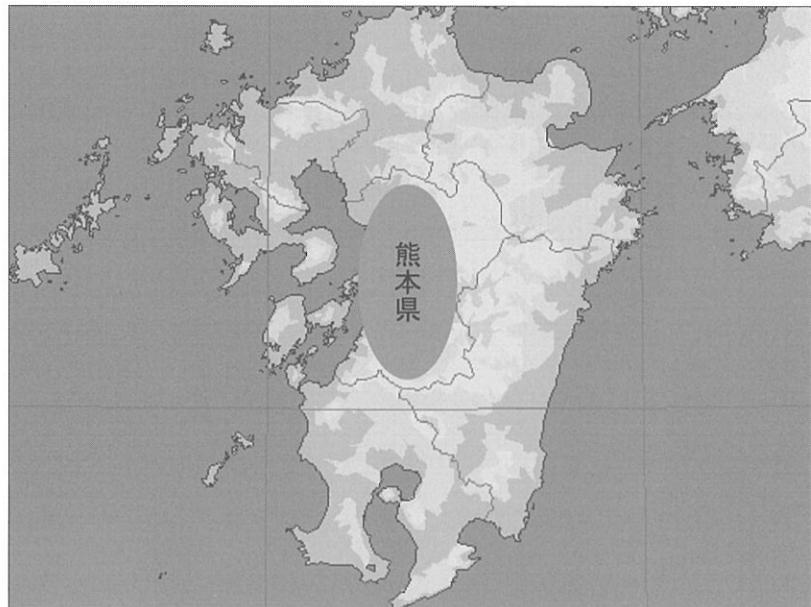
「ゆっくりのんびり A S O大陸」毎週土曜日 12：30～13：00

(5) A S O大陸ガイドマップ

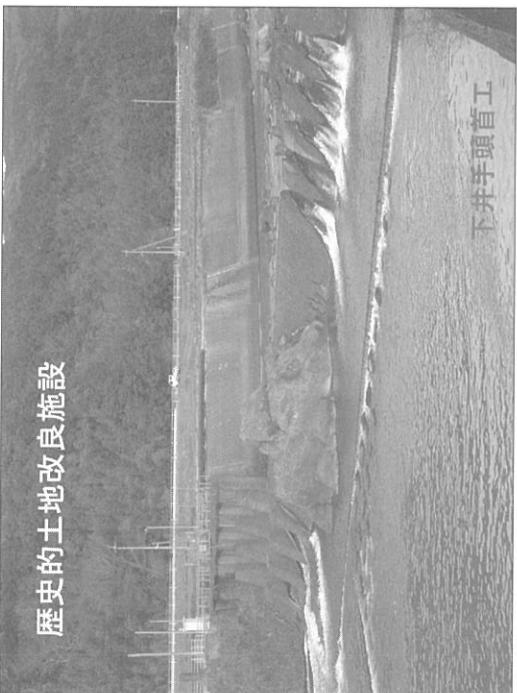
JR、南阿蘇鉄道、循環バスなどの公共交通とゆっくりと過ごす地域のガイドマップ。

水循環型営農推進運動 ～農を守って水を守る～

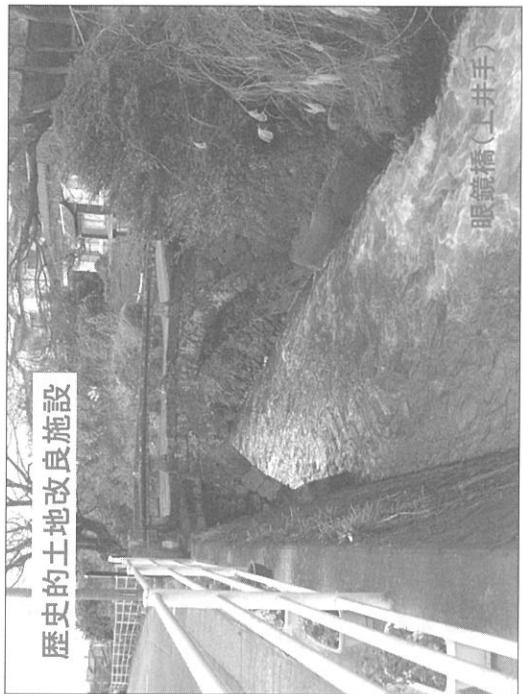
紫藤 和幸*



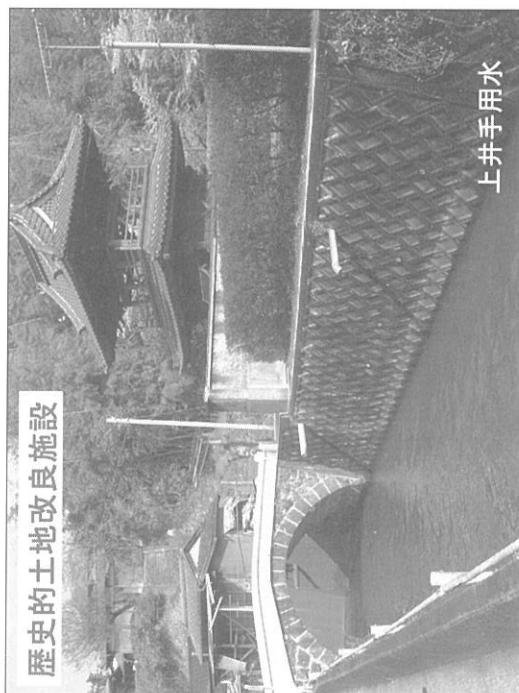
*大菊土地改良区事務局長 (しどう かずゆき)



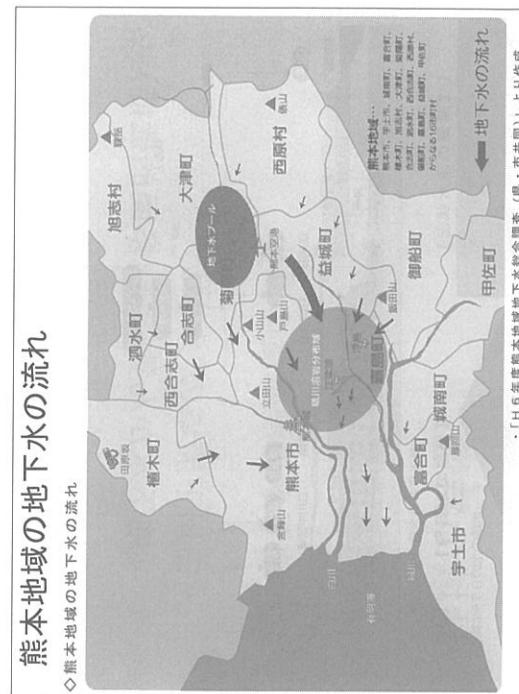
歴史的土地区画整備



歴史的土地区画整備



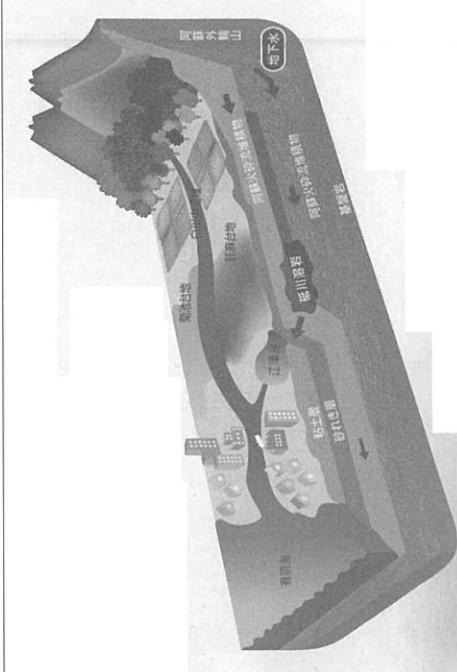
歴史的土地区画整備



熊本地域の地下水の流れ

地域の特性

- ・熊本市圏100万人の生活用水
- ・地下水の湧水量の減少
- ・白川下流域の“水がぼめ”
(地下水かん養機能：多面的機能)



資料提供：熊本地域地下水保全対策会議

減少する地下水とその原因

・湧水量の変化（水前寺・江津湖）

昭和35年 現在
約100万トン → 約40万トン（日量）

・原 因

- 都市化の進展による涵養域の減少
- 水稻の生産調整（減反率 約50%）

白川中流域水土里ネット協議会

発足：2003年4月

錦野・迫井手・大菊・馬場楠堰

白川中流域

熊本県菊池郡（大津町・菊陽町）

農を守つて水を守る	
水田農の一環として湛水	
目的	連作障害防止 線虫駆除 土壤機能の維持回復
時期	かんがい時期(5月～10月) 1ヶ月～3ヶ月
湛水例	大豆作付前の湛水 にんじん作付前の湛水 飼料作付前の湛水 その他

企 業 と の 連 携

- ・ソニーセミコンダクタ九州(株)
- 工業用水として年間約110万トンの地下水を使用
- ・水田湛水農家に助成金
- ・湛水協力農家との交流

水循環型営農推進協議会

- ◎ 設立 H15.10.17
- ◎ 目的
 - ・水田営農の推進
 - ・水田の多面的機能を通し、地下水涵養対策に協力

研究機関との連携

- ・九州東海大学工学部 → 減水深調査
- ・環境ネットワークくまもと ⇔ 情報交換
- ・エコパートナーカーくまもと ⇔

白川中流域における水田湛水推進に関する
協定書の締結(H16.1.21)

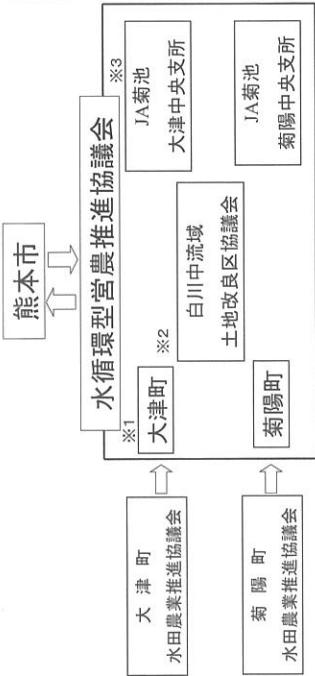
熊本市・大津町・菊陽町
水循環型當農推進協議会
目的

- 1.白川中流域における農業及び農業の果たす地下水かん養の重要性について住民の相互理解を深める
- 2.大津町、菊陽町及び熊本市の相互住民及び事業者の交流を促進する
- 3.環境保全型農業及び農産物の地産地消の普及啓発を図る

協力農家へ助成金

湛水期間	金額
1ヶ月	11,000円／10a
2ヶ月	16,500円／10a
3ヶ月	22,000円／10a

水循環型當農推進協議会 組織図



※1 啓発体制を活用した推進
※2 水張り面積等の取りまとめ
※3 JAと連携した作付等の調整

白川中流域水田活用協定調印式
(H16.1.21)

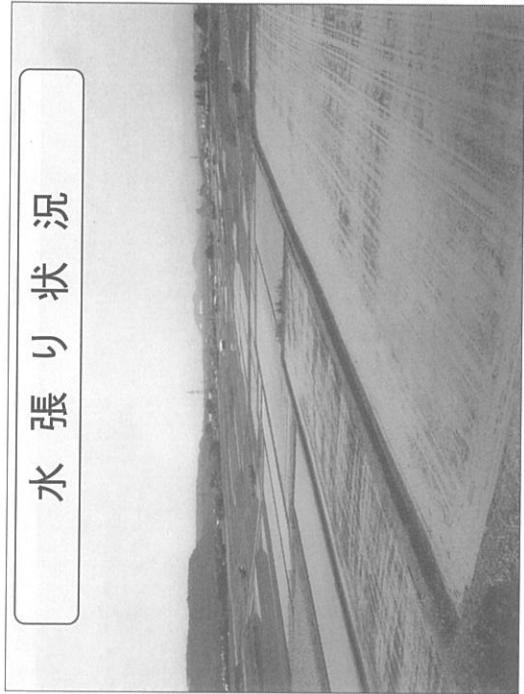
熊本県知事 理事長 大津町長



水張り状況



水張り状況



平成16・17年度 地下水かん養量

	平成16年度		平成17年度	
	水田湛水 延べ面積 単位:ha	予測 かん養量	水田湛水 延べ面積 単位:ha	予測 かん養量
熊本市	255.3		251.2	
SONY	22.5		15.1	
果実連	13.4	873万m ³	7.2	853万m ³
化血研	—	—	15	—
合計	291.2		284.4	

※白川中流域水田活用連絡協議会

豊かな地下水を育むネットワーク

◎ 設立 H16.2.29

◎ 目的

- 生産者と消費者の緊密な連携
- 安全かつ高品質な農産物の生産・供給
- 熊本都市圏の地下水保全
- 都市と農村の共生

豊かな地下水を育むネットワーク

構成員 個人(41名) 団体(6)

- ◎ 個人 生産者・消費者・研究者
- ◎ 団体 熊本環境消費者研究会,
環境ネットワークくまもと, JA菊池,
SONY, 水土里ネット

豊かな地下水を育むネットワーク

ニンジン畑に水張り 豊かな地下水を育むネットワーク



「ニンジン栽培に水を供給するため、豊かな地下水を育むネットワーク」の会合が開催されました。この会合は、農業用水の確保と地下水の保護を目的として、農業者、消費者、研究者、団体など様々な関係者が参加するものです。

豊かな地下水を育むネットワーク



白川の中流域の水田で
地下水を涵養した農作物です。

地下水かん養農作物 ロゴマーク

『水の恵み』ブランド発表会・除幕式





熊本日日新聞 平成17年1月28日(金)



地下水かん養の話 九州東海大学 市川教授



『水の恵み』発表会 PR活動の様子

田んぼの学校in白川中流域 ～水に遊び・学び・愉しむ～

開催日：平成17年10月16日・11月20日

第1回 稲刈り体験、第2回 熊本の水みち探検

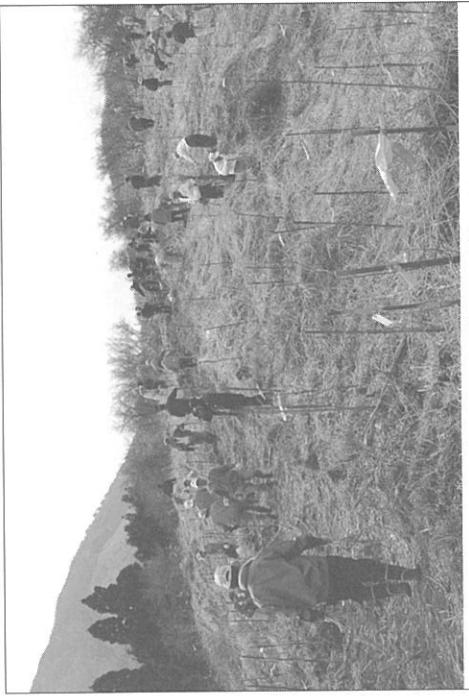
参加者：都市部及び地元の児童、保護者（約75名）

主 催：白川中流域水土里ネット協議会

目 的 ・水土里ネット及び地下水かん養機能のアピール
・都市と農村との交流



昔の遊び道具での交流・熊本市内と地元の子供たち



植林の活動の様子



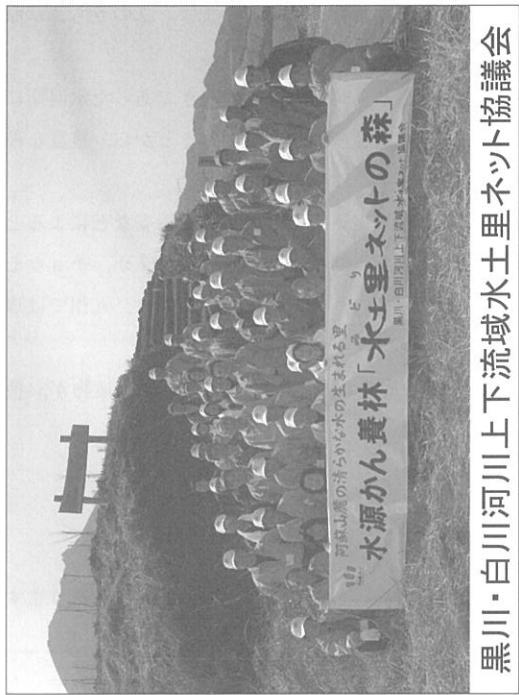
稲刈り体験

「白川・黒川流域水土里ネット連携協議会」

- 設立：平成18年3月
- 組織：白川・黒川流域の31水土里ネット
- 目的：水源かん養林「水土里ネットの森」
下流域への安定的な水の供給
役員相互の交流

今後の方針及び課題

- ・水循環型農業推進運動の推進
- ・地下水かん養農作物のPR
- ・田んぼの学校の継続
- ・各種団体との連携強化



黒川・白川河川上下流域水土里ネット協議会

地元と市民ボランティアで守る阿蘇千年の草原

山内 康二*

1. 阿蘇の草原は、千年もの昔から人と自然との営みによって創られてきた世界に誇る人文景観

- (1) 日本一の規模を誇る約22,000haに及ぶ阿蘇の草原（野草地・牧草地）は、平安初期に書かれたと言われる「延喜式」にすでに記録があり、少なくとも遠く平安時代から続いていると言われています。
- (2) 阿蘇の草原は、気候などの自然条件が制限要因となって成立しているわけではなく、自然のままに植生が遷移すれば、森林に覆われるのが本来の姿です。それが草原の姿にとどまっているのは、火山活動や透水性の良い地質の影響とともに、野焼き、放牧、採草などの人為によって森林に向かう遷移の進行が妨げられ、自然と人為がうまく調和しながら、草原が維持されてきたからです。
- (3) 戦前や平安時代はカヤぶき屋根材料や軍馬の生産地であったり、戦後は農耕用牛馬、現在は肉用牛などの飼料採草地であったりと、その役割は時代と共に変わってきていますが、いずれにしても世界にもあまり類を見ない美しい波状丘陵の続く阿蘇の大草原は、千年以上もの長い間、人と牛馬、自然とによって形作られてきた人文景観です。

2. 阿蘇の草原は、多様な環境と生物の宝庫

- (1) 阿蘇における植物の分布種は約1,600といわれ、これは熊本県内分布種の約70%にあたります。このうち、草原には600種以上の植物の存在が知られています。
- (2) その中には、キスマレ、ヒゴタイ、ツクシマツモト、ヤツシロソウなど九州が大陸と陸続きであった氷河期に南下してきた大陸系の貴重な植物が多く、また、森林と草原の両方の自然環境に恵まれていることから、豊富な種類の鳥類や蝶類が見られます。
- (3) 湿地帯の周辺には、阿蘇の草原の中でも特に希少な野の花が多く分布しています。環境省の調査などによると、この湿地には大陸系植物としてツクシフウロ、ヒゴシオン、オグラセンノウ、サワゼリ、サワトラノオ、チョウセンスイランなどが生育し、これらは国内でも阿蘇特産種となっています。また、北方系植物としては、九州では珍しいイブキトラノオ、リュウキンカ、シラヒゲソウ、クサレダマ、サクラソウなどが生育しています。
- (4) 熊本県のレッドデータブックによれば、阿蘇地域に生育する保護上重要な野生動植物は、草原の植物が54種、昆虫類が5種を占めています。

3. 阿蘇は中・北部九州の水源涵養地

- (1) 阿蘇は、年間降水量が約2,500mmの多雨地帯で、とくに中央火口丘の高いところでは、3,000mmにもなります。

*(財)阿蘇グリーンストック専務理事 (やまうち やすじ)

透水性の良い地層からなる草原の地下に浸透した水は、断層線や難透水層を伝わって、波状草原の窪地に湧水し、阿蘇地域には約1,500ヶ所もの湧水地が点在しています。

(2) こうした、草原地帯からしみ出した湧き水が小さな渓流となり、やがては図1のように、九州中・北部の5県を流れる6本の一級河川の源流となっています。阿蘇はいわば「九州の水瓶」とも言えます。

川下の都市は、阿蘇を源流とする6大河川によって生活用水、農業・工業用水を受益し、受益人口は300万人にものぼるといわれています。

4. 阿蘇の草原とそれを支えている牧野組合の現状

(1) 財團と環境省で平成10年と15年に行った阿蘇郡の牧野組合実態調査では、下図の様な阿蘇の草原とそれを支えている牧野組合の厳しい現状が明らかになっています。

阿蘇郡の牧野総面積 ~22,128ha~

<牧野の構成>

平成15年の牧野総面積のうち、野草地が15,264ha(69%)、放牧地（改良草地）が4,911ha(22%)、林地が1,953ha(9%)の構成となった。

林地面積は総数としては変わっていないが、全体としては牧草地が減って野草地が増える傾向にある。

<入会権者と有畜農家数（平成15年調査より）>

九州の中の阿蘇



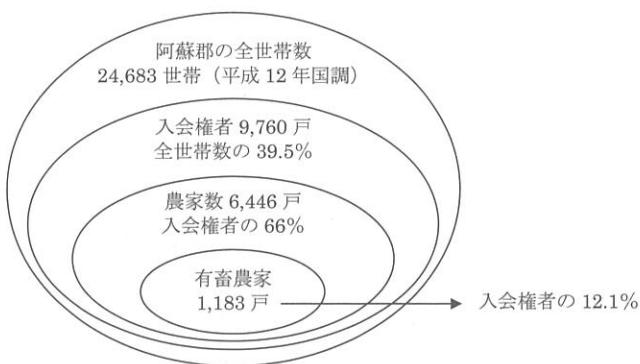
図1

牧野面積 22,128ha の内訳

野草地 15,264ha (69%)
148ha 増(平成 10 年調査比較)

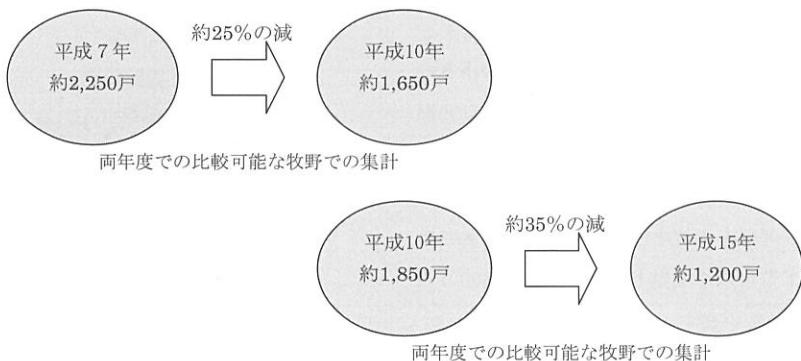
牧草地(改良草地) 4,911ha (22%)
45ha 減(平成 10 年調査比較)

林地 1,953ha (9%)
増減無し



<有畜農家の大幅な減少と高齢化>

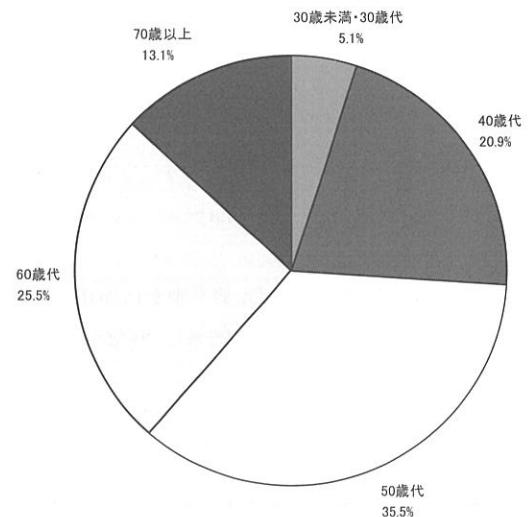
○有畜農家の大幅な減少



○有畜農家の年齢構成

年齢構成の判明する有畜農家（有畜農家1,183戸のうちの1,063戸=98.6%）について各年齢の内訳は右図のとおり。

50歳代が最も多く約36%となっている。次いで60歳代が26%，40歳代が21%の順である。70歳代以上が13%であるのに対し、30歳代以下は約5%にとどまっている。町村別にみると産山村、高森町で若い年齢層の割合が比較的高い。



5. 大変な労力が必要な草原管理のための輪地切り（防火帯作り）、野焼き作業

・安全な野焼きを行うための輪地切り（防火帯作り）作業は阿蘇郡全体で総延長約640km（平成10年調査より）。直線距離にして熊本から静岡までの距離に相当する。輪地切りの出役者数（延べ人数）は5,300名

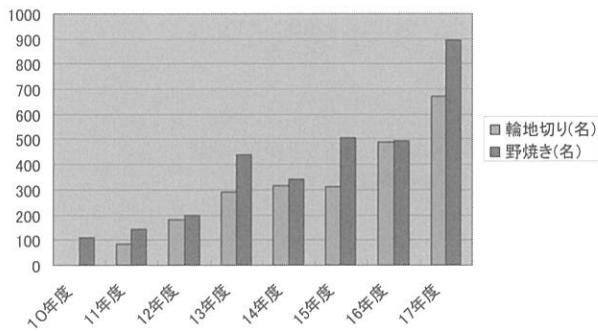


- ・阿蘇の広大な草原を維持するための春の野焼き面積は、阿蘇郡全体で約16,150ha（平成15年調査より）。野焼きの出役者数（延べ人数）は約7,400人
- ・阿蘇の草原維持のためには、毎年約13,000人の労力が必要。

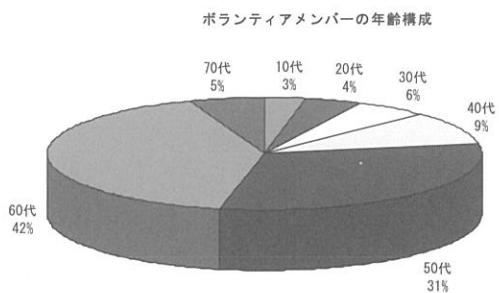


6. 地元農家と共に阿蘇千年の草原を守る市民ボランティア

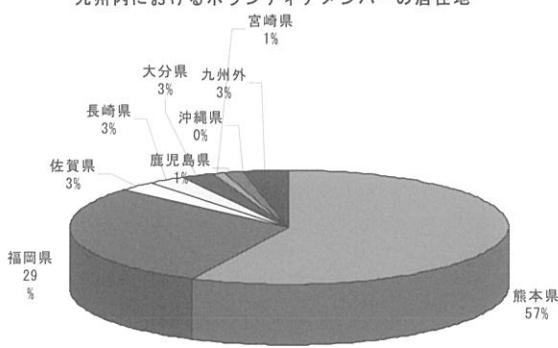
<平成11年春110名のボランティアから始まった活動が昨年度は1,567名に>



<ボランティアの主力は50歳代と60歳代>
平成18年6月時点
ボランティア登録会員 550名



<九州各県から駆けつけるボランティア
合言葉は「阿蘇への恩返し」>
九州内におけるボランティアメンバーの居住地

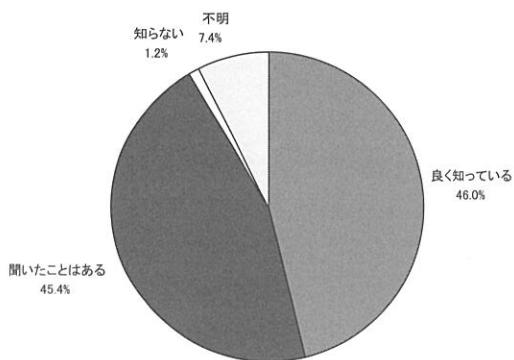


7. 益々高まる地元からの期待

○野焼きボランティア活動への認知度および受け入れについて（平成15年調査より）

「良く知っている」が46.0%，「聞いたことはある」が45.4%となっている。

ボランティアへの認知は確実に高まっている。

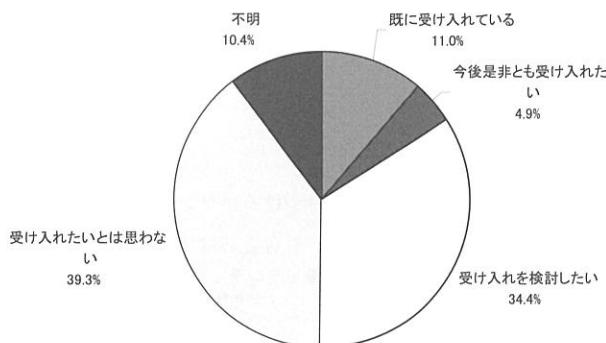


○支援ボランティア活動への認知度および受け入れについて（平成15年調査より）

「すでに受け入れている」は18牧野（11.0%）であるが、認知度は極めて高い。

とくに、「今後是非とも受け入れたい」とするのが8牧野（4.9%）あり、「受け入れを検討したい」は34.4%にあたる56牧野となっている。

この両者合計の64牧野は、既に受け入れているとする18牧野の3倍以上の数となることから、現状でも大変な労力を要しているボランティアの募集や手配段取り等の体制充実も課題として大きい。



熊本県の農業農村整備と資源保全施策

榎 純一*

1. 熊本県の農業と農業農村整備の現状

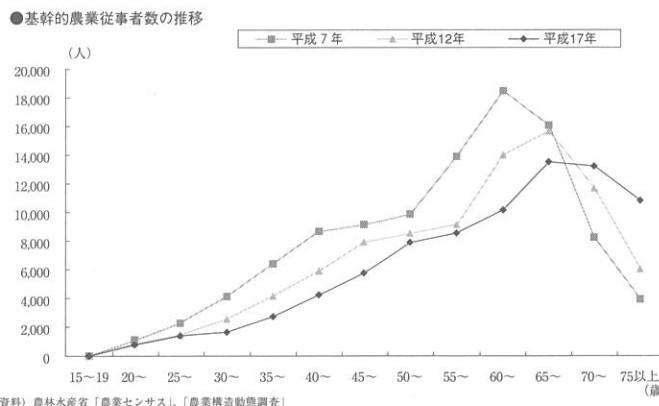
熊本県は西南暖地の温暖な気候と変化に富んだ立地条件を生かした農家の意欲的な取り組みにより、全国有数の農業県としての地位を確保しています。

特に、ビニールハウスによる施設園芸が盛んに行われ、すいか、トマト、メロンなど全国トップクラスの生産量を誇っています。

(主要農産物の生産量の表)

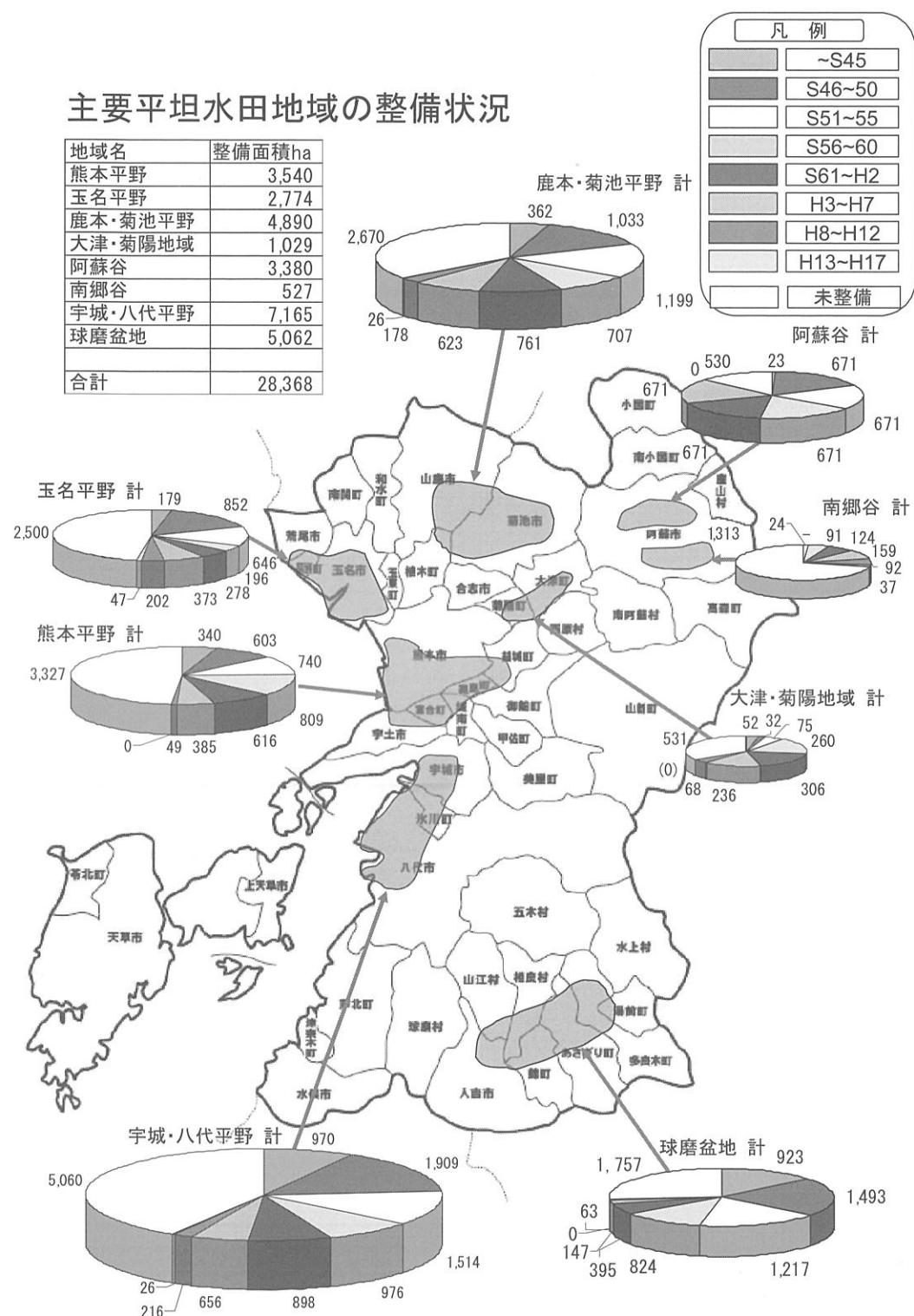
主要農産物の生産 (15年)	区分	単位	全国	九州	熊本県	全国に占める地位	
						順位	割合(%)
	いぐさ	千t	-	-	19.6	1	
	不知火(デコポン)	千t	-	-	15.2	1	
	甘夏みかん	千t	74.9	-	18.8	1	25.1
	すいか	千t	487.3	-	75.7	1	15.5
	トマト	千t	759.9	158.9	85.9	1	11.3
	宿根カスミソウ	千本	80,900	29,600	23,400	1	28.9
	メロン	千t	268.6	-	40.9	2	15.2
	くり	千t	24.6	-	3.9	2	15.9
	なす	千t	395.8	77.5	29.3	2	7.4
	トルコギキョウ	千本	120,400	30,500	11,300	2	9.4
	葉たばこ	千t	50.7	18.8	4.7	3	9.3
	いちご	千t	202.9	70.0	14.2	3	7.0
	うんしゅうみかん	千t	1,146.0	383.1	99.8	4	8.7
	肉用牛(16年)	千頭	2,788.0	1,014.0	149.5	4	5.4
	カリフラワー	千t	29.4	-	2.0	4	6.8
	乳用牛(16年)	千頭	1,690.0	153.5	51.0	4	3.0

しかしながら、近年農業者の高齢化や農業就業人口の減少など担い手の脆弱化が進んでいます。



* 熊本県農林水産部農村整備課農村環境室長 (えのき じゅんいち)

このような熊本農業の基礎となる生産基盤の整備状況は、水田における区画完備率が約73%，畑のかんがい施設整備率が約24%となっています。



2. 農地や農業用施設などの地域資源

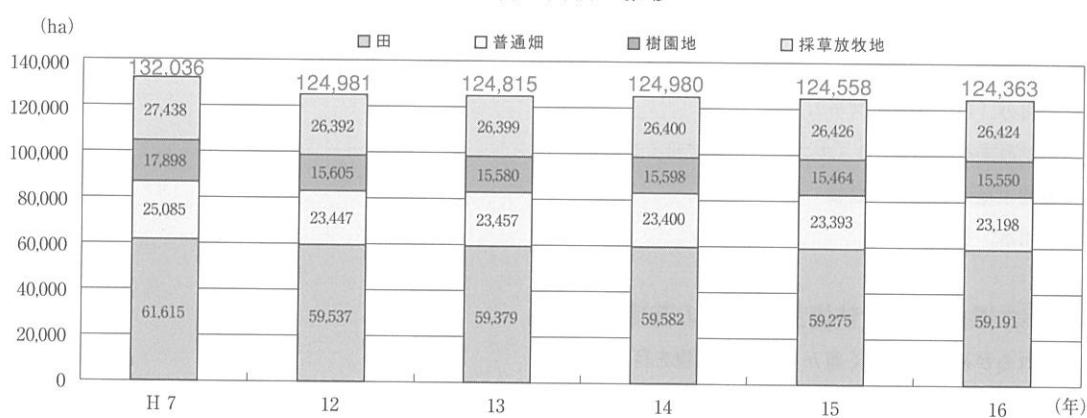
(1) 農地

熊本県の耕地面積： 121.1千ha

うち 田	72.6	々
畑	23.5	々
樹園地	17.9	々
牧草地	7.3	々

これら耕地面積は減少傾向が続いてきましたが、近年は減少のテンポが緩やかになってきています。

農地面積の推移



(2) 農業用施設

本県の農業水利施設などの既存ストック（農業生産活動のために機能を果たしている農業用水路など）は、これまで整備を実施した施設なども含めて膨大な量となっています。また、これらの施設のなかには老朽化した施設も多く、今後、多くの施設が耐用年数を迎えることになります。

	施設名	箇所数等	備考
①	農業用ダム	8箇所	
②	頭首工	約1,600箇所	
	うち100ha以上	約60箇所	
③	基幹的農業用水路	約700km	概ね100ha以上の受益をもつもの
④	基幹的農業排水路	約120km	概ね100ha以上の受益をもつもの
⑤	排水機場	124箇所	
⑥	ため池	約2,300箇所	

<熊本県の主要な土地改良施設>

① 農用地

- ・干拓による新田開発
- ・圃場整備による農用地の整備
- ・樹園地（主にみかん園）の開発
- ・採草放牧地の開発

② 用水施設

- ・通潤用水などの歴史的な土地改良施設
- ・かんがい排水事業等による農業用ダムの建設

③ 排水施設

- ・暗渠排水技術
- ・排水機場の設置

3. 熊本県農業農村整備に係る特徴的な施策

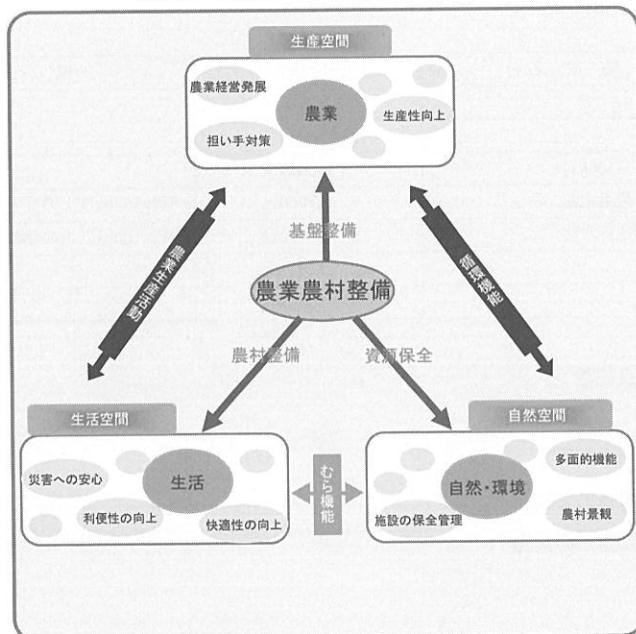
- ・熊本県農村景観コンクール
我がむらは美しく
- ・熊本県農業農村整備環境対策
指針の策定
県独自の「環境配慮システム」
- ・熊本県農業農村整備UD（ユニバーサルデザイン）ガイド
- ・歴史的土地改良施設の整備
通潤用水、鼻繰り井手

4. 熊本県農業農村整備実施計画の策定

～だれもが暮らしやすく豊かな農村の実現を目指して～

国の農業施策の変化や「熊本県食料・農業・農村計画」の策定、さらには本県農業農村を巡る状況の変化を踏まえ、本年5月に「熊本県農業農村整備実施計画」を策定しました。

～農業・農村へのアプローチ～



くまもと農業農村整備の実施方針>

- 熊本県の農業・農村が県民の「食」、「生活」、「環境」を支え、農業・農村の「生産空間」、「自然空間」、「生活空間」を育みながら持続的に発展するよう、
- 営農や地形条件などに合わせて、きめ細やかな農業生産基盤の整備を進めます
 - 農地や農業用水などの農村資源を適切に保全管理します
 - 快適で安全・安心な農村の生活環境を整備します
- を「実施方針」とし、「だれもが暮らしやすく豊かな農村の実現」をめざします。

5. 資源保全施策への取り組み

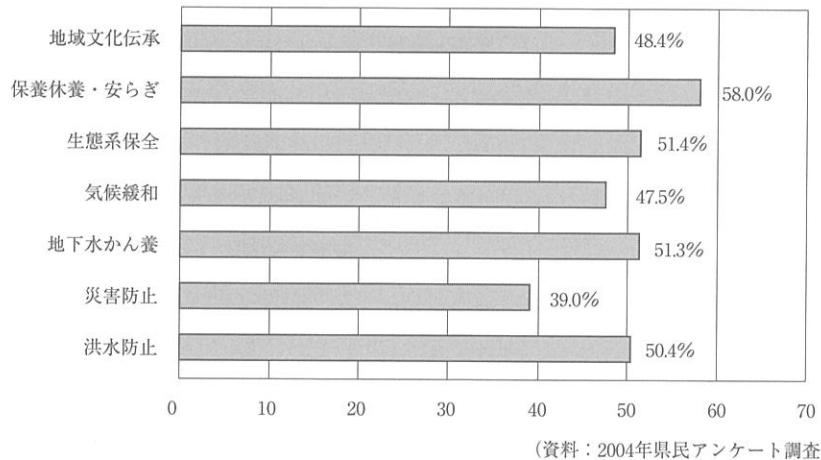
(1) 農村資源は地域の社会資本

- 農地や農業用水など農村資源の維持が難しくなってきています
- 農業・農村の多面的機能に対する理解が重要
- 多面的機能の評価額は熊本県の場合、年間約2,400億円

主な評価額

・洪水防止評価額	1,277億円
・保健休養・安らぎ評価額	613億円
・河川流況安定評価額	309億円
・土砂崩壊防止評価額	134億円

農業・農村が持つ多面的機能で知っているもの



(資料：2004年県民アンケート調査)

(2) 平成17年度資源保全実態調査結果概要

農地・農業用水などの農村資源について、資源賦存量、維持管理活動などの状況に関して実態調査を行いました。
(調査地区は県内11地区)

平成17年度に資源保全実態調査事業を実施した11地区において、「農地・農業用水などの維持保全管理の問題点」について調査を実施したところ、それぞれの内容で将来「課題がある」との回答がありました。

内容	H7	H17	H27
高齢化による管理体制の脆弱化	2	7	11
地域住民の不参加による作業者の減少	0	3	7
都市化・混住化による不公平感の増大	0	5	6
維持管理意識の低下	0	5	8

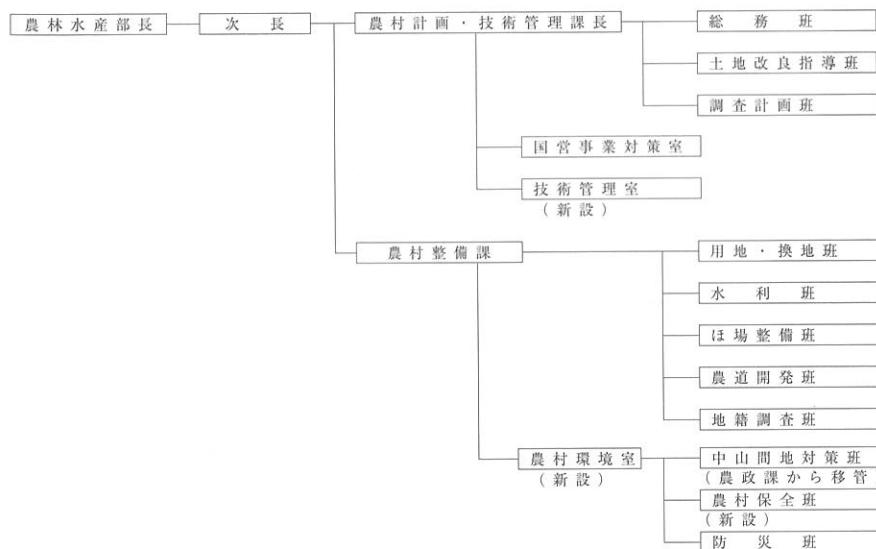
集落などで管理している施設の共同作業の出役義務（複数回答）

関連施設名	農家	土地持ち非農家	非農家
農道	100%	57%	43%
農業用排水路	98%	40%	32%
ため池	100%	42%	35%

6. 資源保全施策推進体制

平成18年度県の組織改編に合わせて、資源保全施策を所掌する部署を新設。（農村整備課農村環境室に農村保全班を新設）

熊本県土地改良連合会においても、組織の改変が行われ、総務部企画情報課の中に、農地・水・環境保全対策室が設置され、県とともに連携を図りながら施策の推進を図ることとしています。



7. 平成19年度からの農地・水・環境保全向上対策に向けて

(1) 協議会の設立

○協議会の立ち上げ

平成18年4月17日設立総会を開催し「熊本県農地・水・環境保全向上協議会」を立ち上げ。

○推進連絡会議

県下10の地域振興局及び熊本農政事務所に農地・水・環境保全向上対策の普及啓発及び施策推進を図るために「推進連絡会議」を立ち上げ。

(2) 平成18年度モデル地区23ヶ所の取り組み

平成17年度の資源保全実態調査を受け、平成18年度には23地区に於いてモデル的に実験事業を実施しています。

モデル地区の実施に当たっては、水田地帯、畑地帯、草地などの地目や県北、県央、県南などの地域性にも配慮して選定。

<モデル地区の内訳>

実施市町村	20市町村	6市13町1村
集落数	1集落～13集落	平均2.9集落
農用地面積	13ha～205ha	平均60ha
総戸数	23戸～8,203戸	平均170戸（都市近郊除く）
農家戸数	16戸～264戸	平均78戸
非農家戸数	0戸～8,018戸	平均102戸

(3) 活動計画における誘導部分の取り組み事例

- ・水路や農道の簡易な補修、修繕
- ・スクリーンやゲート塗装等の保全管理
- ・水路、のり面の防草シートや芝張り
- ・子供会や老人会による花いっぱい運動
- ・生き物調査
- ・景観形成作物の導入

(4) 施策の浸透状況

○平成19年度からの本施策の本格導入を控え、早急に施策の内容について、地域の集落まで浸透させる必要があります。県としては、まず各市町村の担当者への説明を行うとともに、首長への説明を実施。また、土地改良区の総会等で施策の浸透を図りました。

○また、5月～6月には、各市町村の区長会を通じて各地域の区長への説明を実施。

○6月までに集落への施策の浸透を図るべく、県、市町村、土地改良連合会が一体となり、地域の要請を受け各地で説明会を実施。

概ね、施策の浸透は図られつつあると考えています。

(5) 市町村要望量の精査

○平成19年度から本施策の一斉スタートが予定されていることから、県内各市町村の要望量を把握する必要があります。

○これまで4月、5月にヒアリングを実施し要望量を把握しています。今後、さらに施策の浸透を図り、要望量の精査を行っていく予定です。

マスタープランにおける資源保全施策計画量	50,000ha
6月段階での市町村からの要望量	54,000ha

(6) 資源保全施策に期待すること

- 農村コミュニティの再構築
- 農地や農業用水などの地域資源を良好に存続
- 農業の発展と農村の振興に寄与

農業農村整備の展開方向と資源保全施策

仲家 修一*

I 農業農村整備事業を巡る状況と今後の展開方向

1. 食料自給率の状況
2. 農政の重要な柱としての農業農村整備
3. 農地整備の役割
4. 農業水利施設の役割
5. 農業情勢の変化と農政の展開に応じた事業展開
6. 新設から更新・保全管理へと既存ストックの有効活用へ転換
7. 効率性・透明性の確保に向けた改革の取組
8. 農業農村整備事業の改革の方向

II 資源保全施策について

1. 食料・農業・農村基本計画から大綱決定に至る経過
2. 現状と課題
3. 基本的な考え方
4. 施策の枠組み
5. 施策導入に向けたみちゆき

* 農林水産省農村振興局設計課技術調査官（なかや しゅういち）

I 農業農村整備事業を巡る状況と今後の展開方向

① 食料自給率の現状

- 我が国の食料自給率は、先進国中で最低水準となっており、世界の食料需給が中長期的に逼迫する可能性が高い中で、将来にわたり国民に対して食料を安定供給することは、国の重大な任務。
- 国民の8割以上が、生産コストを引き下げながら、国内で安全・安心な食料を生産することを希望。
- このため、可能な限り我が国の食料供給力を維持・強化することが必要。

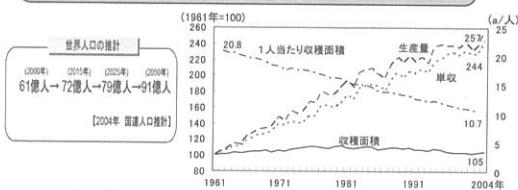
我が国の食料自給率は、先進国の中で最低水準

(各國の食料自給率)

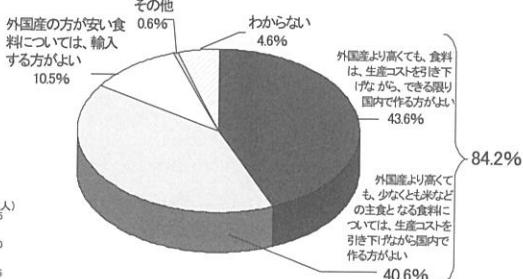
日本	40
フランス	130
アメリカ	119
ドイツ	91
イギリス	74

※2002年：供給熱量ベース

世界人口の増加により1人当たりの収穫面積は年々減少し、砂漠化や水資源の枯渇などにより、世界の食料需給が中長期的に逼迫する可能性



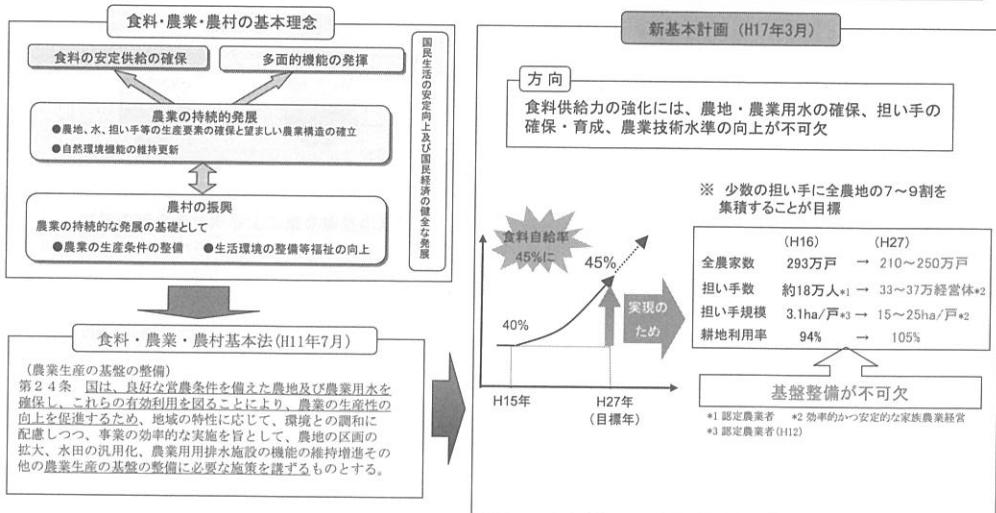
国民の8割以上が、生産コストを引き下げながら、国内で安全・安心な食料を生産することを希望



資料：総理府「農産物貿易に関する世論調査」(H12. 7)

② 農政の重要な柱としての農業農村整備

- 農業農村整備事業は、農業生産の基盤と農村の生活環境の整備を通じて「農業の持続的発展」「農村の振興」「食料の安定供給」「多面的機能の発揮」の実現を図るための施策。
- 食料自給率の目標達成の前提となる食料供給力の強化には、農地・農業用水の確保、担い手の確保・育成、農業技術水準の向上が不可欠で、そのためには農業生産基盤の整備が重要。



③ 農地整備の役割

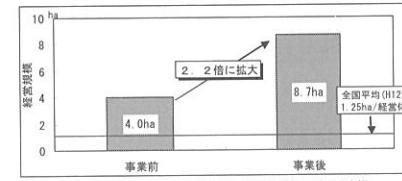
- 農地整備は、農業生産性の向上及び農業構造の改善を実現することにより、食料供給力の確保に重要な役割を果たすとともに、消費者価格の低下により国民経済に貢献。
- 農業外の役割として、土地利用の秩序化の機能を果たすとともに、水田整備による国土の保全・防災を通じ健全な水循環を形成。



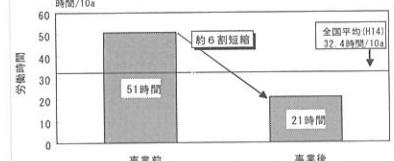
(参考1) 経営規模拡大、生産性向上、農地利用集積に大きな効果

- 農地整備の効果を生産者側から見ると、担い手の経営規模は事業の実施前後で2.2倍に増加し、これに伴い稲作労働時間が約6割短縮され、米の生産コストが約3割低減されるなど労働生産性が大幅に向上了。
- 農地整備に伴う作物価格の低下によってもたらされる消費者メリットは、年間3,300億円と算定。

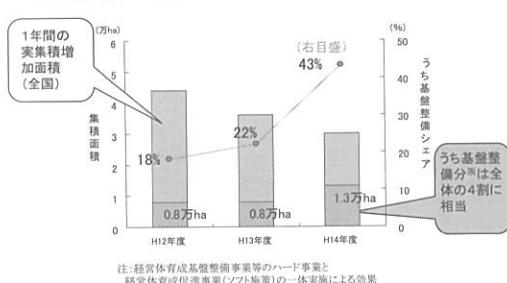
○ 担い手の経営規模の拡大



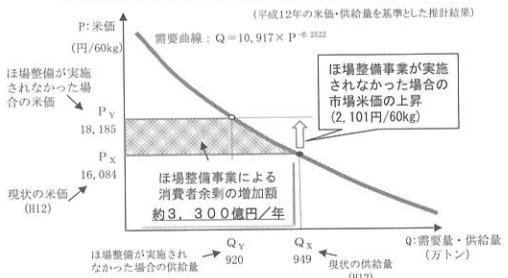
○ 担い手の稲作労働時間の短縮



○ 集積面積の年度別実績

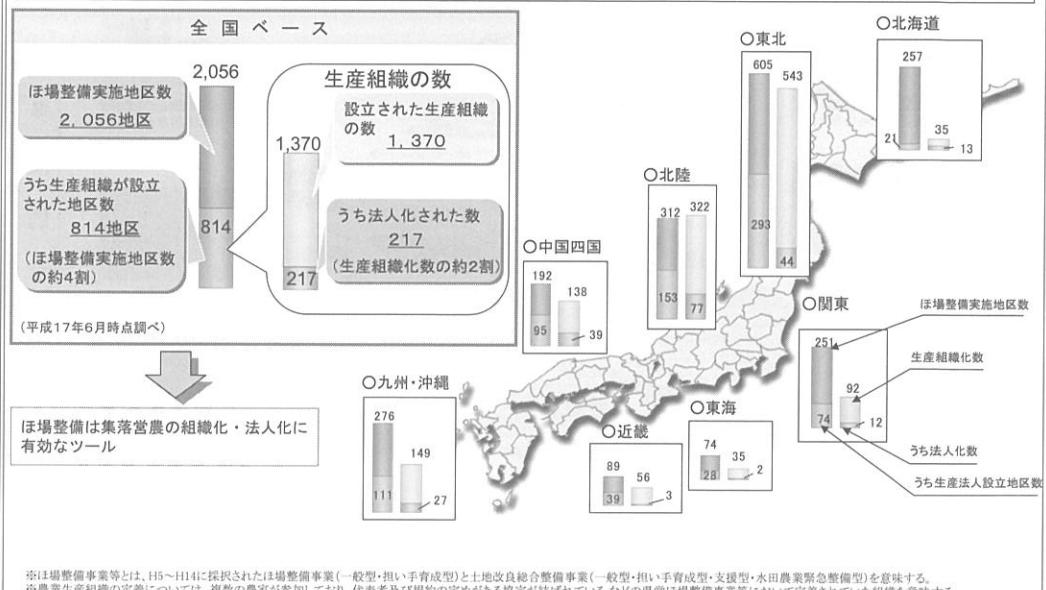


○ ほ場整備事業による消費者余剰の増加



(参考2) 法人化など強い農業経営体の育成に大きく貢献

- 農地整備は、農業の担い手育成を図る地域で集中的に実施しており、意欲ある農業経営体の育成に大きな役割。
- 基盤整備実施地区(2,056)のうち、814地区で1,370の農業生産組織が設立され、うち約2割(217)が法人化。



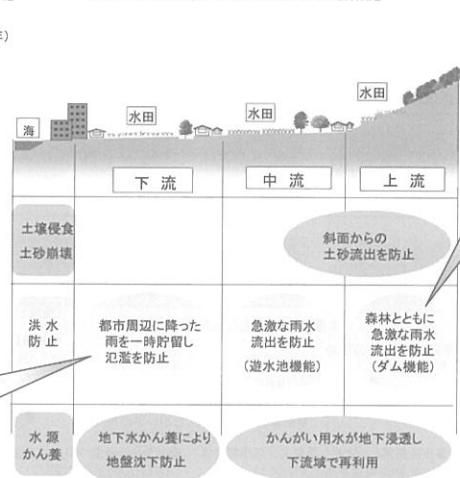
(参考3) 水田の国土保全・防災機能

- 水田は、黒部ダムの貯水量の概ね35個分の貯留機能(効果は年間3兆224億円と評価)を持つなど、国土保全・防災にも貢献。
- 整備水田では耕作放棄が抑制。国土保全を図る上でも全国的視点に立った水田整備が必要。

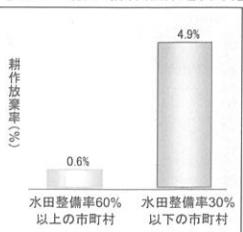
【水田の持つ多面的機能の評価額】 (日本学術会議)

機能の種類	評価額 (億円/年)
洪水防止機能	30,224
河川流況安定機能	14,633
地下水涵養機能	537
土壤侵食(流出)防止機能	1,783
土砂崩壊防止機能	4,782

【水田の洪水防止などの多面的機能】



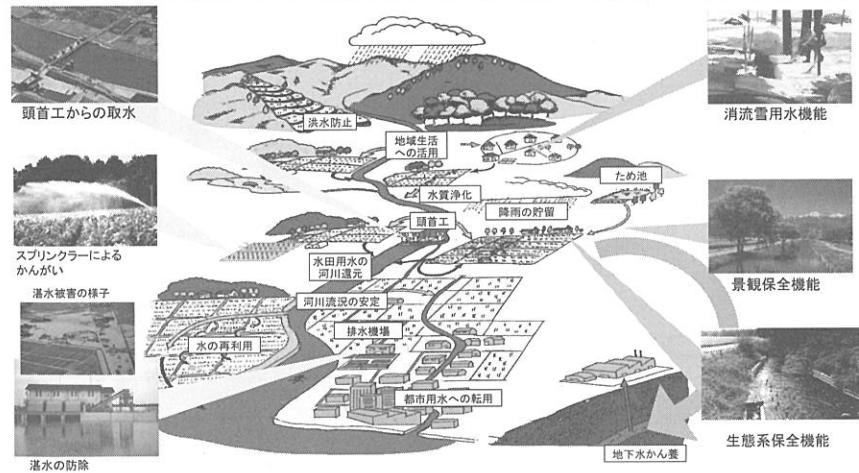
【水田整備は耕作放棄を抑制】



4 農業水利施設の役割

- 国土をおおう水路網は、地域の環境や景観を創出しているほか、健全な水循環を形成し、生活用水、防火用水、消流雪用水への利用、地下水かん養等、多様な役割を発揮。

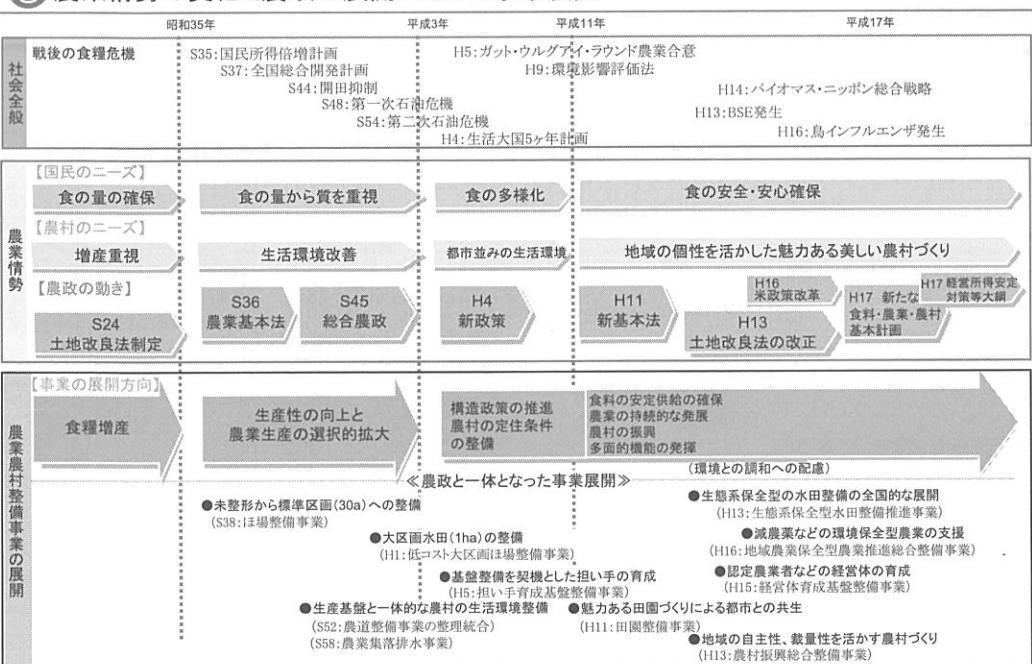
農業生産上の役割



多面的な役割

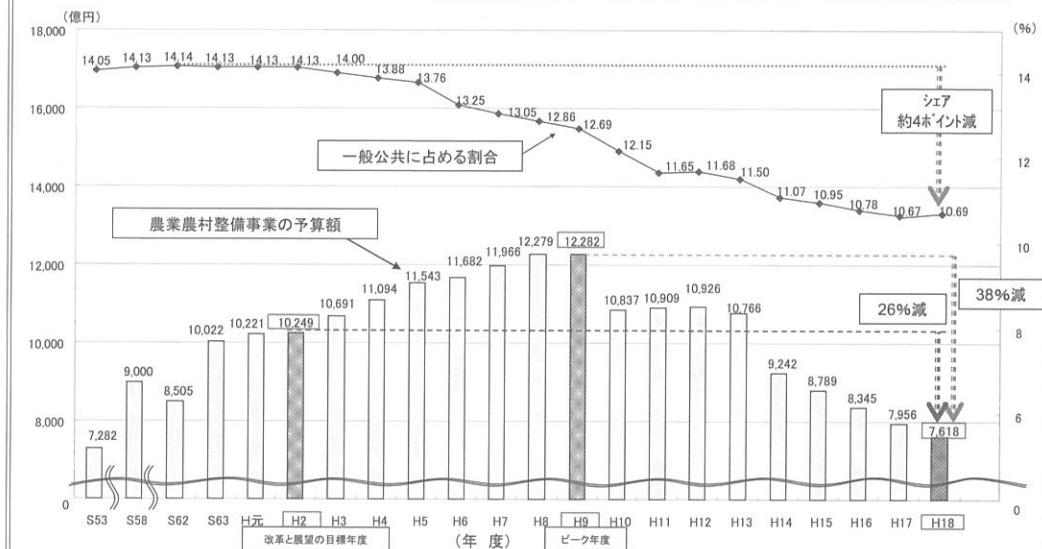
國民生活上の役割

5 農業情勢の変化と農政の展開に応じた事業展開



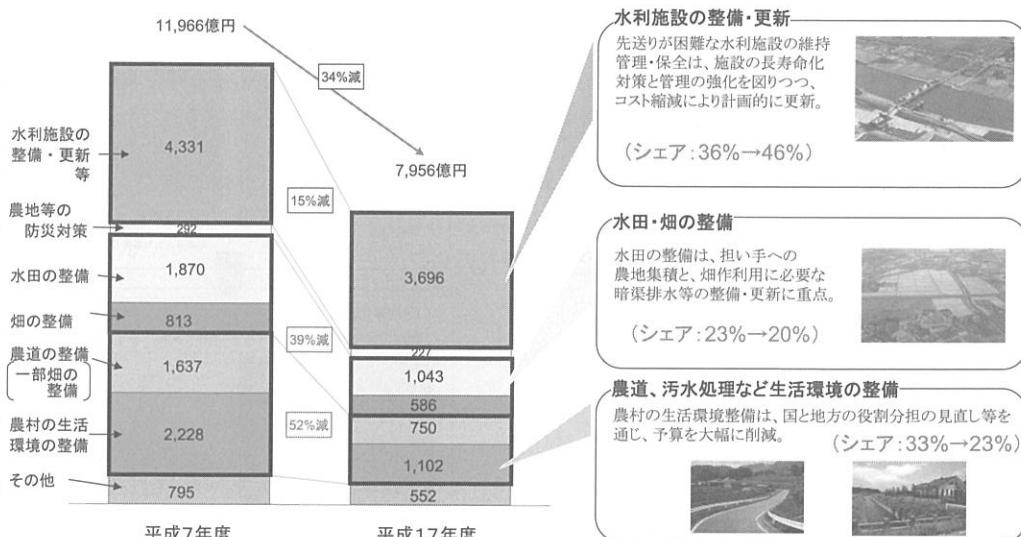
(参考1) 当初予算の推移

- 農業農村整備事業は、平成10年度以降大幅に抑制されており、平成18年度は、ピーク時(平成9年度)の38%減となっている。
 - 「改革と展望」が縮減の目標とする水準(景気対策のための大幅な追加が行われていた以前(H2頃)の水準)を既に26%も下回る状況。
- 注)「改革と展望」:「構造改革と経済財政の中期展望について」(平成14.1.25 開議決定)



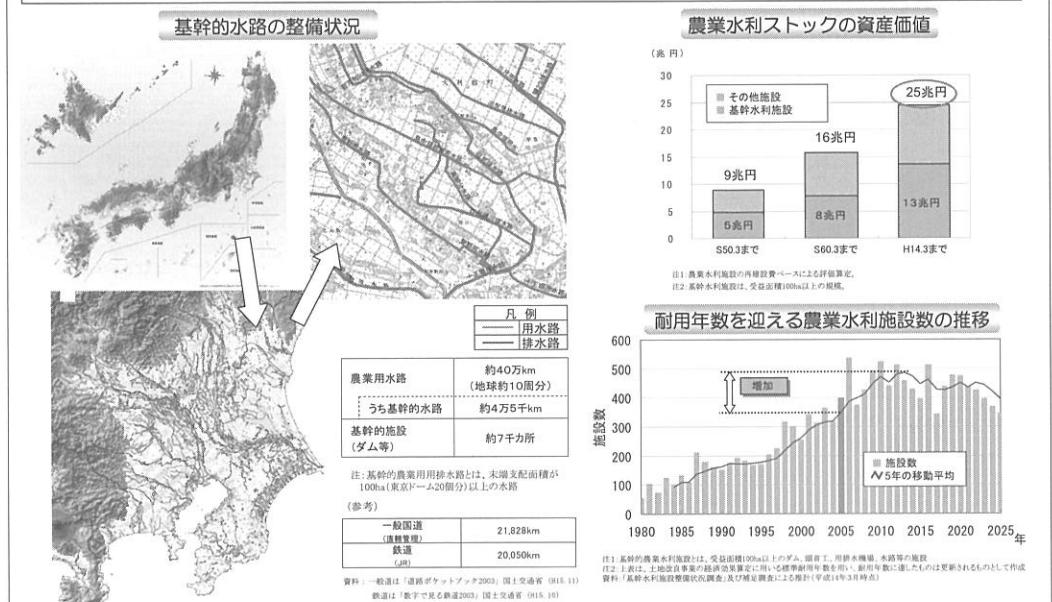
(参考2) 限られた予算を重点化・効率化

- 限られた予算の中で、生活環境整備の予算を大幅に削減する一方で、生産基盤の整備に重点化し、特に先送りのできない水利施設の維持管理・保全を重点的に実施。



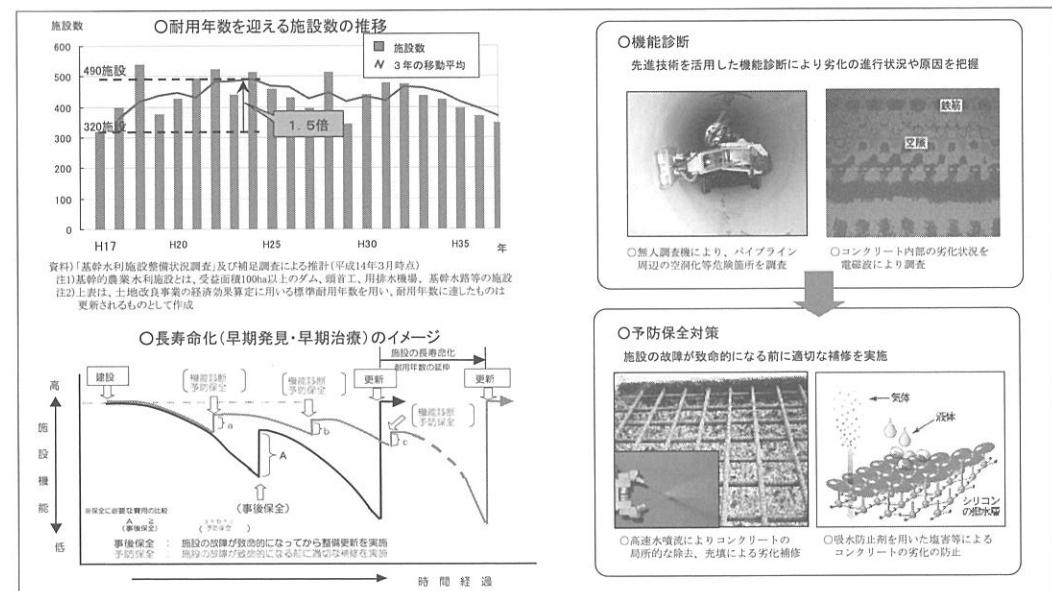
⑥ 新設から更新・保全管理へと既存ストックの有効活用へ転換

○ 全国の農業用水路の延長は約40万km、ダム等基幹的施設は約7千カ所にものぼり、これらの農業水利施設のストックは25兆円の資産価値。今後はこれら施設の適切な更新・保全が重要な課題。



(参考1) 施設の老朽化と効率的な保全・更新対策

今後、更新時期を迎える農業水利施設数が大幅に増加することから、現施設を適切に管理し、効率的な保全と更新が必要。既存ストックの有効利用のため、適時の施設診断や予防保全対策を実施することにより、施設の長寿命化を図り、トータルとしての費用を節減する対策を実施。



(参考2) 大規模優良農地への投資の重点化

- 基幹的農業水利施設は、我が国の農業生産の中核的な役割を果たす大規模優良農業地域*において、国営事業等により重点的に整備。
- これらの地域は、全国で約170万haにおいて全農地の4割を占め、水稻の生産量では全国の36%、麦類の生産量では全国の53%を占める他、ばれいしょ、たまねぎなどの主要な野菜の生産量も高く、我が国の農業生産の中核として重要な位置付け。

●国営かんがい排水事業実施地域

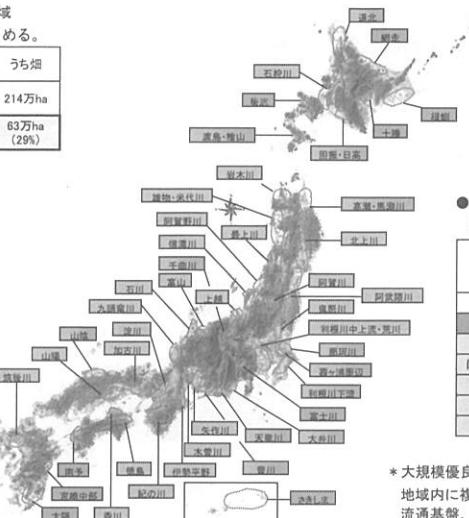
全国の農地面積の4割を占める。

	計	うち田	うち畑
全国	473万ha※	259万ha	214万ha
うち国営	166万ha (35%)	103万ha (40%)	63万ha (29%)

※平成15年度現在で農林水産省調べ。
※以外は農村振興局調べ。



- 主に水田
 - 主に畑
 - 水田と畑が同程度
 - 国営かんがい排水事業実施地域
- 対象面積のうちは
 - 水田が4割以上の地域を「主に水田」
 - 畑が4割以上の地域を「主に畑」
 - それ以外の地域を「水田と畑が同程度」とした。



●国営かんがい排水事業実施地域における農業生産の状況

作物名	作付面積(千ha)		生産量(千t)	
	対象地域	シェア	対象地域	シェア
水稻	593	36%	2,835	36%
麦類	137	50%	554	53%
大豆	60	40%	99	43%
ばれいしょ	38	43%	1,424	48%
にんじん	8	39%	266	40%
たまねぎ	11	46%	574	49%
メロン	5	41%	114	42%

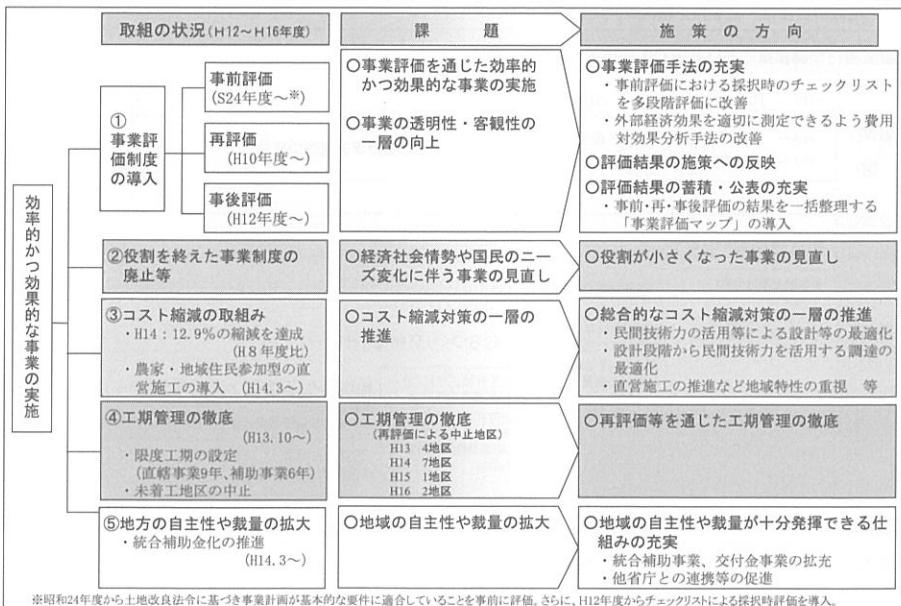
資料：農林水産統計(H15)

* 大規模優良農業地域：

地域内に複数の国営土地改良事業地区を有し、生産基盤、流通基盤、農業近代化施設等が重点的に整備された総合生産力を有する優良な広域の農業地域

7 効率性・透明性の確保に向けた改革の取組

- 効率的かつ効果的に事業を実施するため、費用対効果分析手法の改善など事業評価の充実、調査・計画段階から維持管理に至る総合的なコスト縮減対策、地方の自主性や裁量が発揮できるような仕組みの充実等を推進。



※昭和24年度から土地改良法に基づき事業計画が基本的な要件に適合していることを事前に評価。さらに、H12年度からチェックリストによる採択時評価を導入。

(参考1) 総合コスト縮減対策

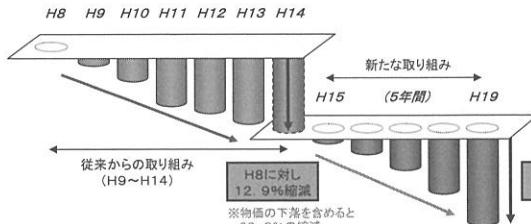
- 総合的なコスト縮減に取り組み、平成14年度までに13%縮減し、平成19年度に向けて更に15%のコスト縮減を目標。
- 地域住民の手作りによる直営施工の導入によるコスト縮減も実施。
- また、入札・契約手続きの透明性・競争性を高めるため、工事規模に応じた発注方式を導入しており、透明性・競争性の高い「一般競争」、「公募型指名競争」を平成16年度には全体の約9割まで拡大(契約金額ベース)。

総合コスト縮減の数値目標

OH15～H19年度(5年間)でH14年度と比較して
総合コスト縮減率※で15%の縮減

※総合コスト縮減率とは、これまでの工事コストの縮減に加え、事業便益の早期発現及び将来の維持管理費の縮減を評価したコスト縮減率

※H15実績コスト縮減率は4.5%



コスト縮減の具体的取り組み

○かんがい用水などの工事の設計や施工段階で、コスト縮減や工事期間の短縮等につながる民間からの技術提案を積極的に採用。

○コスト縮減につながる新材料、新工法の導入を促進。

○農用地周辺の道路の舗装や用水路蓋の設置などの身近な施設等の整備には、農家や地域住民の参加で行う直営施工方式を積極的に採用。

直営施工の取組状況

○実績:H16年度の実施地区数はH14年度に比べて約2.9倍に拡大

○効果:住民参加による地域の活性化や、創意工夫による工事コスト縮減、農家負担の縮減



【直営施工の実績(地区数)】

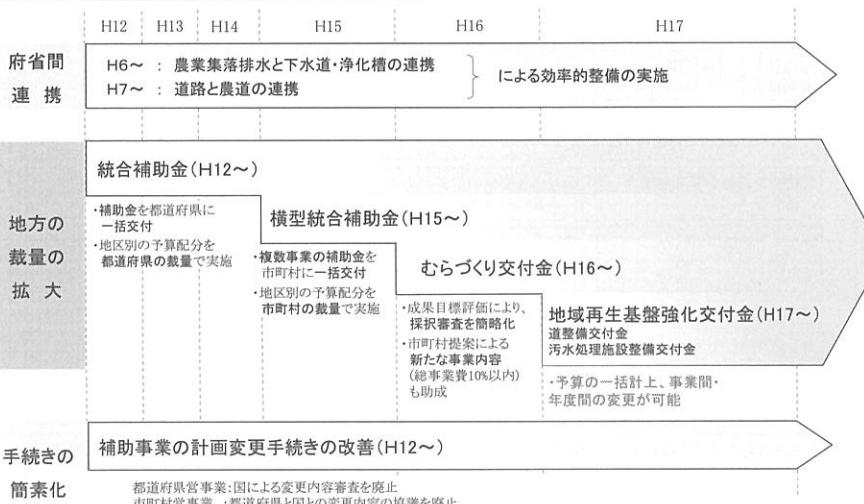
	H14	H15	H16
環境整備	26	49	82
区画整理	7	23	22
道路工	8	18	21
水路工等	8	14	15
計	49	104	140

(参考2) 補助金改革等の取組

農業農村整備事業では、地域の創意工夫を活かした効率的な整備を図るために、地方の裁量の拡大など、積極的に補助金改革に取り組んでいるところ。

平成17年度には、「地域再生基盤強化交付金」として、「汚水処理施設整備交付金」「道整備交付金」を創設し、地方の自主性・裁量性を格段に向上。

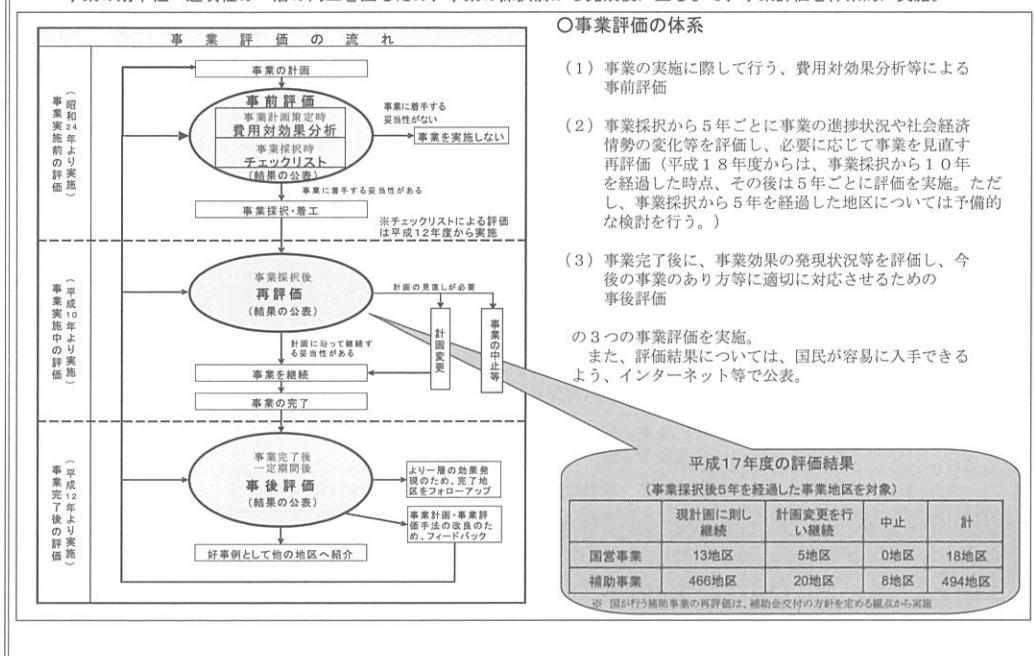
農業農村整備事業における補助金改革等の取組



地域の創意工夫を活かした効率的な整備

(参考3) 農業農村整備事業における事業評価

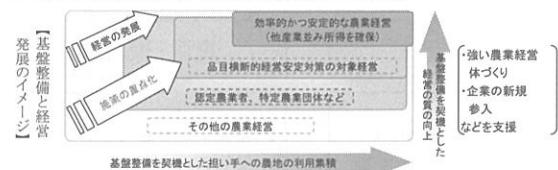
事業の効率性・透明性の一層の向上を図るために、事業の採択前から完成後に至るまで、事業評価を体系的に実施。



8 農業農村整備事業の改革の方向

改革の方向 1 安全・安心な食料供給基盤づくりへ更にシフト

○ グローバル化の進展に対応して構造改革を加速化



○ 安全・安心な食料供給基盤と地域づくりに重点化

【安全・安心な食料供給基盤づくり】

- 環境創造型事業への転換 → 良好的な生産環境づくりを推進
- 生産環境施策との連携強化 → 基盤整備を契機に環境保全型農業を推進

【安全・安心な地域づくり】

- 新たな減災ソフト対策の導入 → 効率的に地域の防災力を向上

改革の方向 2 更新保全コストを縮減する政策手法へ転換

○ 技術革新と制度改革を実現し、施設の更新保全コスト全体(ライフサイクルコスト)の縮減



○ 安全・安心な食料供給基盤と地域づくりに重点化

【安全・安心な食料供給基盤づくり】

- 環境創造型事業への転換 → 良好的な生産環境づくりを推進

【安全・安心な地域づくり】

- 新たな減災ソフト対策の導入 → 効率的に地域の防災力を向上

改革の方向 3 国民の視点から費用対効果分析を改善

○ これまで農業の視点から効果を算定してきたが、国民に対し事業効果を的確に説明する観点から、消費者側の効果も含め評価する分析手法を検討し、事業優先度の評価指標に反映

○ 可能な範囲で他の公共事業と効果算定手法の統一化を図り、統一化した項目に係る便益を明示



【農業集落排水事業と下水道事業での効果算定手法の統一化】

これまでの取組(H13~)

- 費用便益分析において共通効果の算定手法の統一化

新たな取組(H18~)

- 統一化した効果項目の便益を明示

II 資源保全施策について

1 食料・農業・農村基本計画から大綱決定に至る経過

年月	項目
11年7月	食料・農業・農村基本法制定 (cf.旧農業基本法(S.36)) 基本理念は、①食料の安定供給の確保 ②多面的機能の発揮 ③農業の持続的な発展 ④農村の振興
12年3月	食料・農業・農村基本計画（閣議決定）
15年8月	基本計画の見直しひつて農水大臣から指示 主要3課題として ①担い手の経営に着目した品目横断的な政策への移行 ②担い手・農地制度の改革 ③地域資源・環境保全政策の確立 について、本格的な検討に取り組むよう指示
12月	食料・農業・農村政策審議会<基本計画変更について諮問>
16年8月10日	食料・農業・農村政策審議会 主要3課題についての中間論点整理
3月9日	食料・農業・農村政策審議会<基本計画変更について答申>
3月25日	新たな「食料・農業・農村基本計画」閣議決定
10月27日	「経営所得安定対策等大綱」（省議決定） ①品目横断的経営安定対策 ②米政策改革推進対策 ③農地・水・環境保全向上対策 } の骨格

経営所得安定対策等大綱

(平成17年10月決定)

米政策改革推進対策

- 品目横断的経営安定対策の導入に伴い、また、H19年産から生産者・生産者団体が主役となる新たな需給調整システムへの移行を目指すことを踏まえ、米の生産調整支援策（現行対策H16～18）を見直し・再編整理。

品目横断的政策

- これまで全農家を対象とし、品目別の価格に着目して講じてきた対策を、担い手に対象を絞り、経営全体に着目した対策に転換。
- 諸外国との生産条件格差是正対策と収入の変動による影響緩和対策
- 望ましい農業構造の確立と国際競争力の強化

資源・環境対策

- 農地・農業用水等の資源を保全向上する対策と化学肥料・農薬の使用を大幅に低減する農業生産環境対策を一連的に推進。

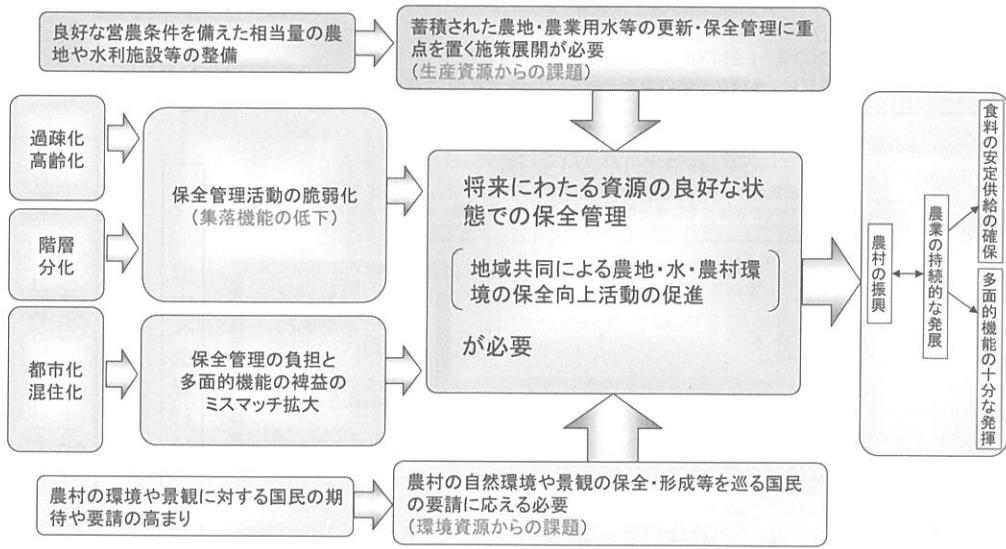
(農地・水・環境保全向上対策)

表裏一体

車の両輪

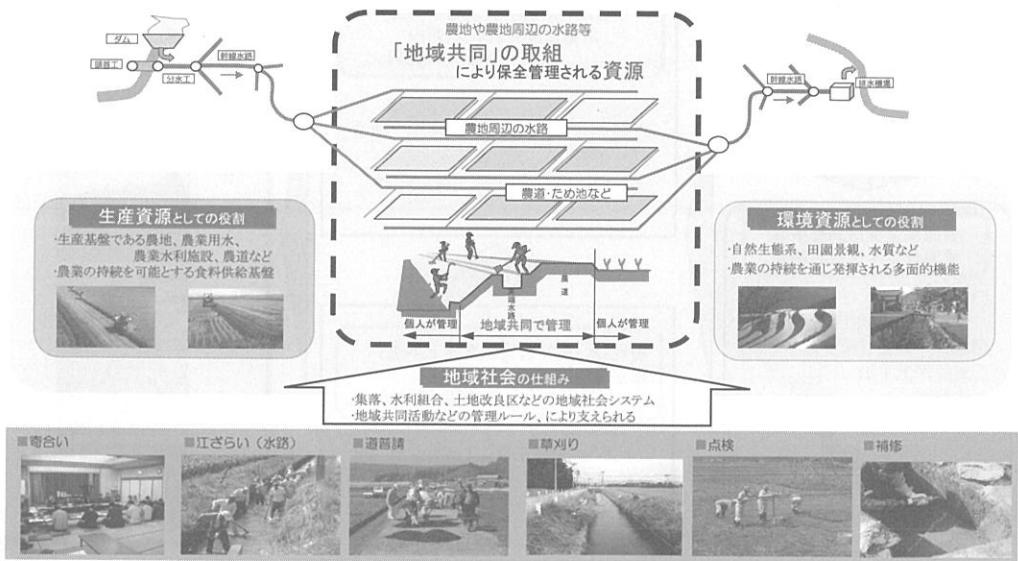
平成19年産（又は19年度）から導入

② 現状と課題



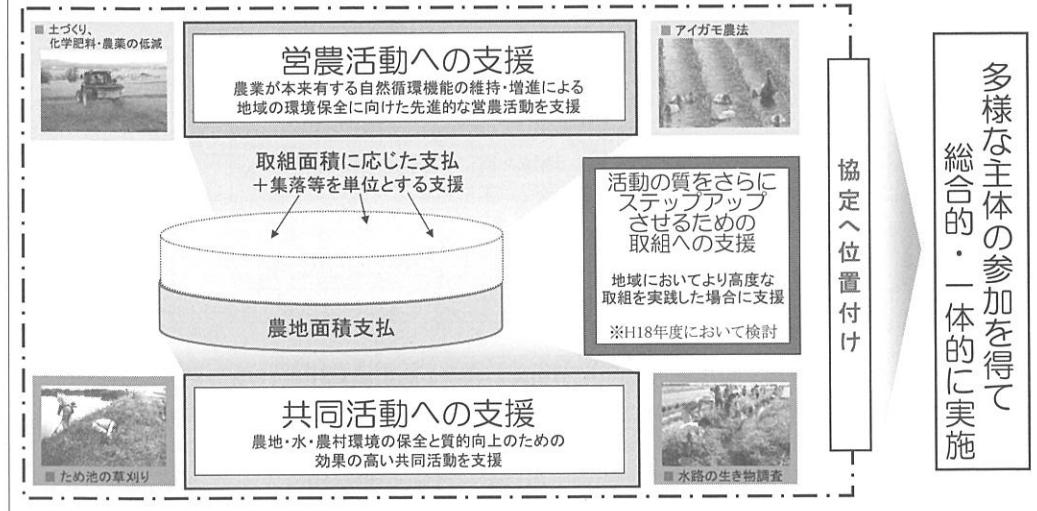
③ 基本的な考え方

- 農地・農業用水等の資源は、食料の安定供給、農業の多面的機能の発揮を支える「社会共通資本」。
- とくに、農地や農地周辺の水路、農道などの資源の多くは、これまで集落など地域の共同活動により保全管理。
- 近年の集落機能の低下により地域共同活動が衰え、力強い農業構造の実現や活力ある農村の振興に支障。



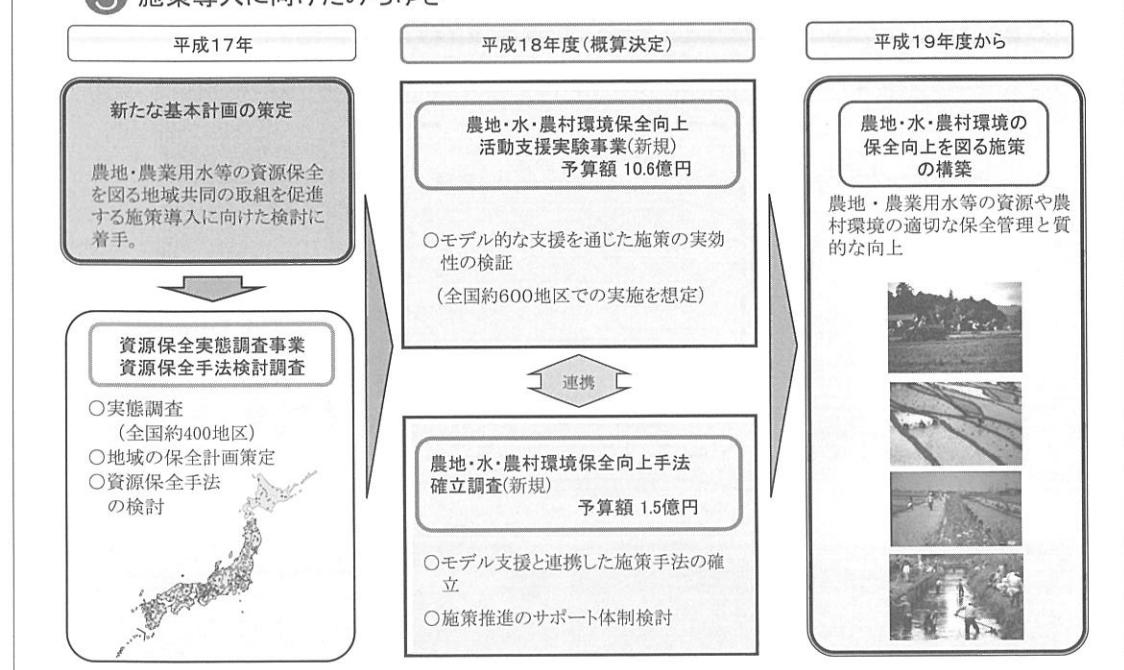
4 施策の枠組み

- 地域において農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るため、
 - ①農地・農業用水等の保全向上に関する地域ぐるみでの効果の高い共同活動
 - ②農業者ぐるみでの環境保全に向けた先進的な営農活動
 - ③これらの活動の質をさらにステップアップさせるための取組
- をともに協定に位置付け、多様な主体の参画を得てこれらを総合的・一体的に実施する活動を支援。



5 施策導入に向けたみちゆき

[大綱 8頁間違]



若手奨励賞受賞講演のプレゼンテーション資料

当部会では平成13年度から独自に若手奨励賞を授与しています。本賞は毎年、農業土木学会大会講演会の農村計画部門（第1希望登録者）において、農村計画学の新たな発展に寄与することが期待される研究発表を行った若手の講演者に贈呈されます。

本号では、平成17年度に受賞された以下の2名のプレゼンテーション用資料を掲載いたします。

■坂田寧代（石川県立大学生物資源環境学部）

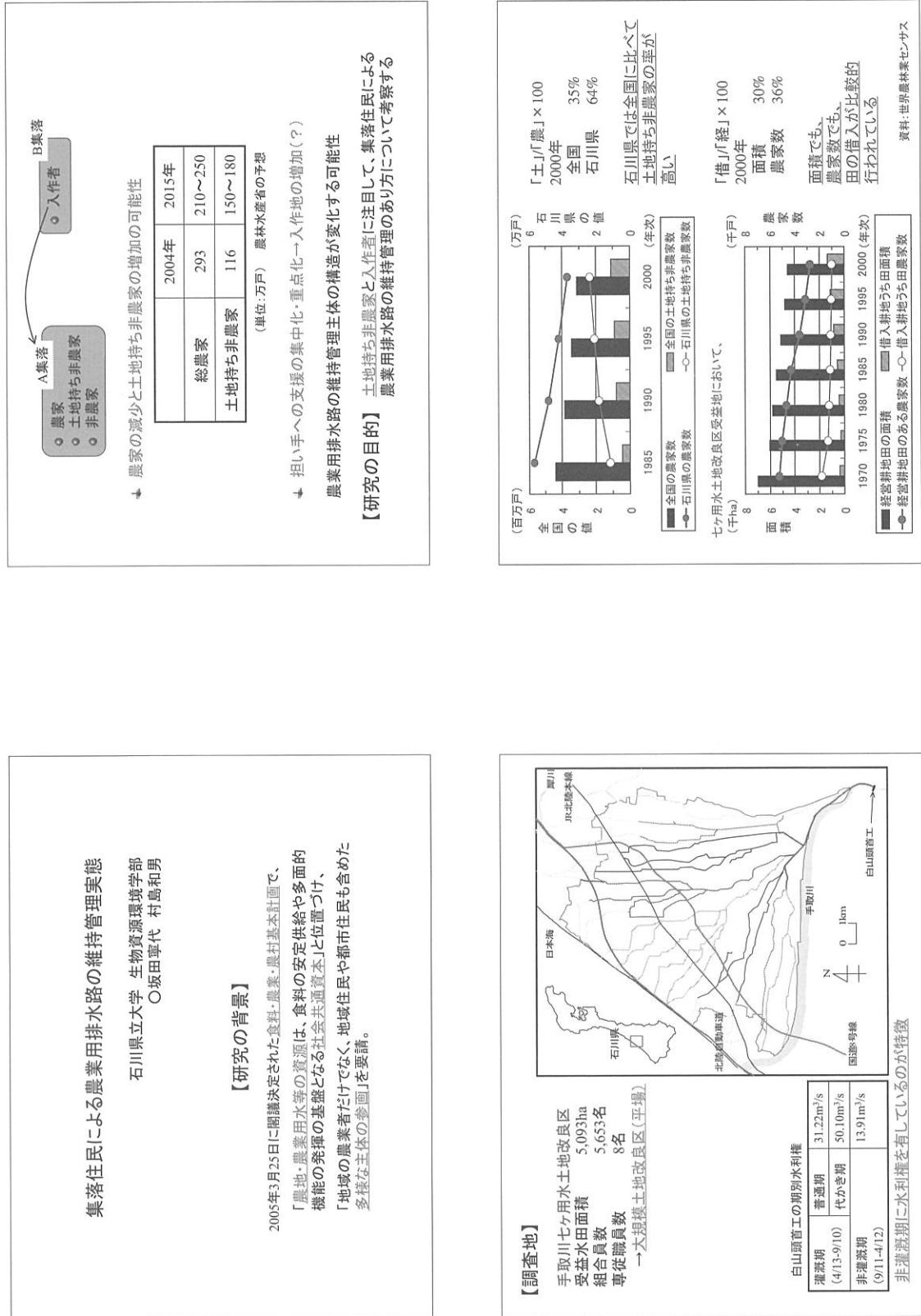
「集落住民による農業用排水路の維持管理実態」

■武山絵美（愛媛大学農学部）

「獣害発生と農地利用の関連性について」

(参考)これまでの受賞者と講演タイトル

年度	氏名	所属（当時）	講演タイトル
H16	内川義行	信州大学農学部	棚田オーナー制度実施地域における作業環境
	齊藤正貴	東京農業大学大学院	小規模循環型農園に関する栄養学的・農地工学的検討
H15	太田未来	茨城大学大学院	住民の認識・利用管理を考慮した屋敷林の分類及びその特性に関する研究
	日比野美香	岐阜大学大学院	ワークショップ方式による農業用水路改修計画の策定プロセス
H14	合崎英男	農業工学研究所	CVMによる堆肥需要予測手法の開発
	嶋崎治雄	三重県北勢県民局	水環境整備における地元住民との連携について
H13	渡嘉敷勝	農業工学研究所	地域用水利用を考慮した配水最適化手法
	橋本 禅	東京大学大学院	人工社会を用いた住民参加による計画過程



【調査方法】

江渡いに関するアンケート調査

〈配布対象〉 受益地内の農業生産組合組織がある全199集落の
代表者(主に土地改良区関係者が生産組合長)各1名
〈配布回収方法〉2004年10月 土地改良区を通じて配布
2004年11月 郵送で回収
(有効回答数(率))174通(87.4%)

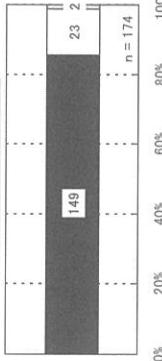
〈調査票の構成〉

回答者の集落の概要
回答者の属性
ただし、「非農家」は、団地を除く旧住民の非農家
江渡いの実態
市町主導の水路清掃の実態

【結果: 土地持ち非農家の重要性】

江渡いをしたか?

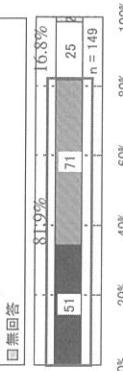
■ じた □ しなかつた □ 無回答



江渡いをした集落は149、
有効回答の85.6%

江渡いに参加した主体は?

■「農家」と土地持ち非農家(団地を除く)
■「農家」と土地持ち非農家」が
□農家のみ
□無回答

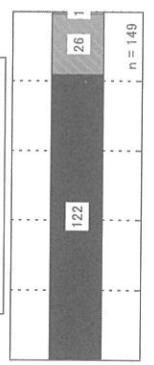


江渡いに土地持ち非農家が占める
作業面で、

土地持ち非農家は重要な主体

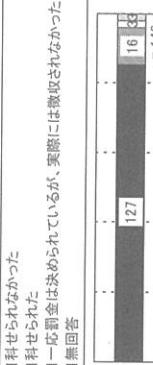
手当が当たったか?

■ 当たった □ 当たらなかった □ 無回答



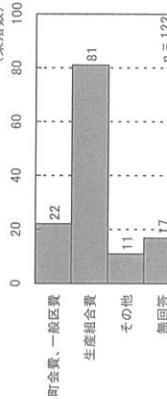
罰金は科せられたか?

■ 科せられなかった
■ 科せられた
□ 一店罰金は決められているが、実際には徴収されなかつた
□ 無回答



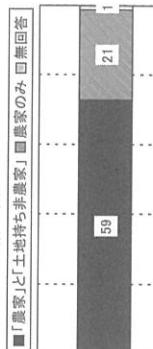
罰金よりも手当を支給する
集落の方が著しく多い

手当の原資は?(複数回答)



(手当原資が生産組合費の81集落について)

■「農家」と「土地持ち非農家」 ■農家のみ □ 無回答

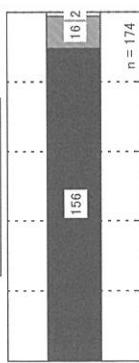


費用負担面でも、
土地持ち非農家は重要な主体

【結果：入作者の位置づけ】

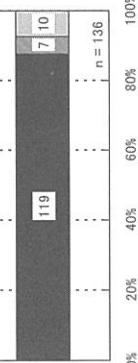
あなたの集落には、入作者（所有者、借り手、作業受託者）がいるか？

■いる □いない □無回答



入作者がいる集落は156、
有効回答の89.7%
n = 174
入作者に江淵いへの参加を呼びかけたか？

■呼びかけなかった □呼びかけた



n = 136
灌漑期が始まる前の3月
上旬に1週間の停水期間
があり、その期間の休日に
江淵いが重なることが一因

【まとめ】

ただし、
①：農家 土地持ち非農家が非農家になつたとき、
②：土地持ち非農家 作業または費用を負担し続ける集落数は、
③：非農家 84→35に減少

- 土地持ち非農家は、作業と費用負担の面で重要な主体。
- 入作者は費用は負担するにしても、少なくとも作業を免除される。
- 入作者は費用は負担するにしても、少なくとも作業を免除される。
- 入作者が大部分を占める。これは、土地持ち非農家を含めた自集落
の住民によって行われているためと考えられる。

そのほかに、入作先の集落で生産組合員でなくとも農業用排水路の
維持管理費を徴収している場合がある
① 農地所有者 ② 借り手 ③ 作業受託者
(例)「農業用水・農道等維持管理費賦課金」として、
圃場整備面積 0.4円/m²
圃場整備外面積 0.8円/m²
→①、②、③よりも多くの集落で、入作者から費用が徴収されている
作業面に比べて費用負担面での入作者の寄与が大きい

費用負担	生産組合費			町会費	計
組合員から 徴収しない	①のみ	①と②	①と②と③		
①のみ	3	5	5	1	14
①と②	3	7	34	6	50
①と②と③	4	2	7	15	28
計	10	14	46	22	92

獣害発生と農地利用の関連性について

—和歌山県龍神村を事例として—

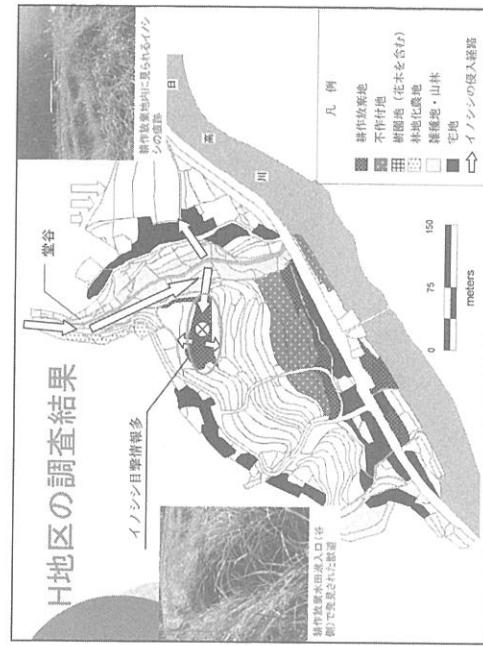
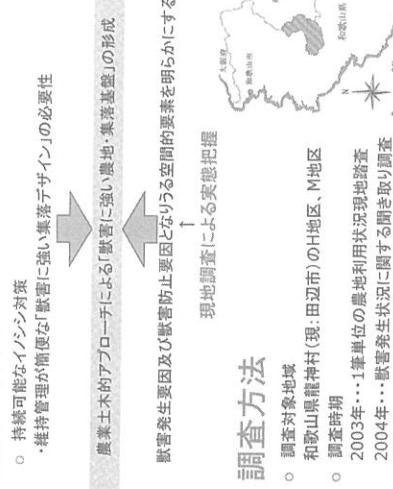
愛媛大学農学部 武山絵美
京都大学大学院農学研究科 松村広太
京都大学大学院農学研究科 九鬼廉彰
兵庫県立大学環境人間学部 三宅廉成

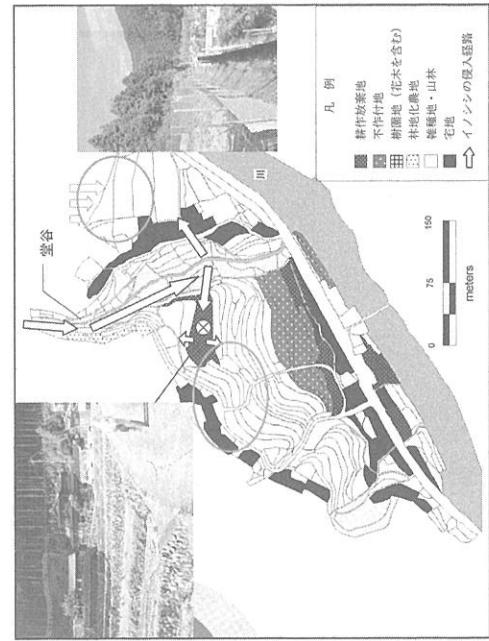
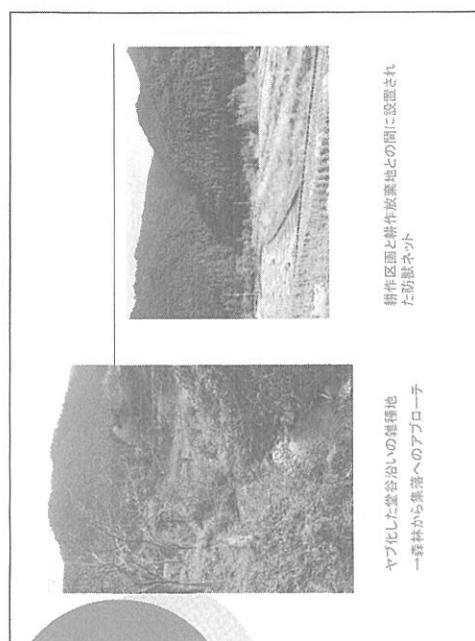
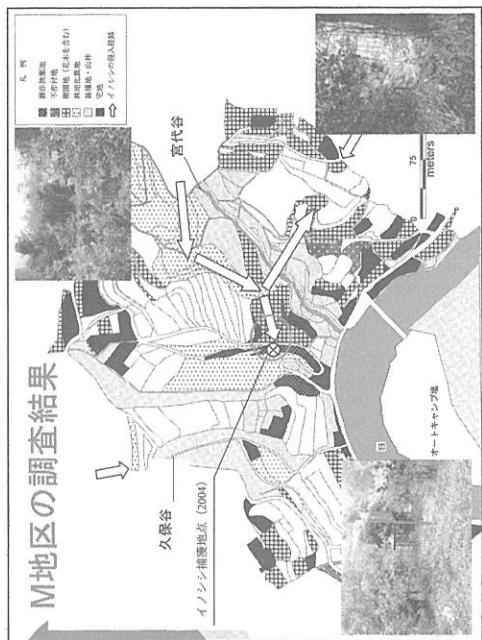
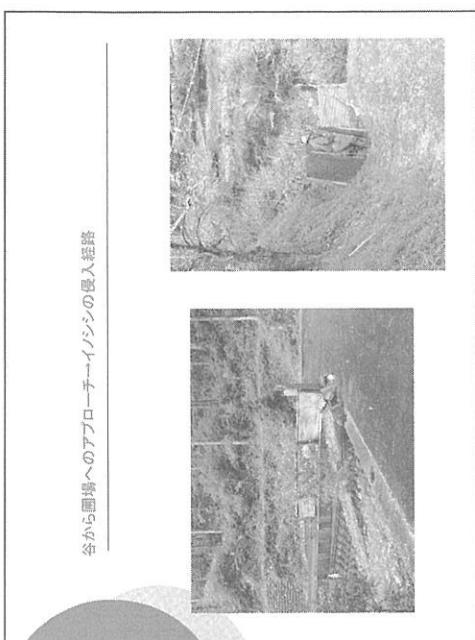
研究の背景—現在の獣害対策の問題点

- 個人的対応による限界
 - ・労働力不足、資金不足
 - ・周辺未対策農地では獣害が深刻化
- 駆除による対策の限界
 - ・野生生物との共生
 - ・ハンターの高齢化、不足
- 防獣柵の維持管理
 - ・電気柵の設置・撤去
 - ・獣による慣れや耐久性不足
- 景観の劣化

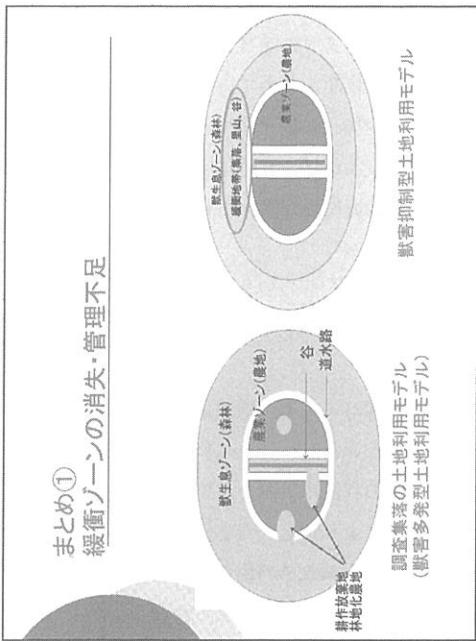


研究の目的

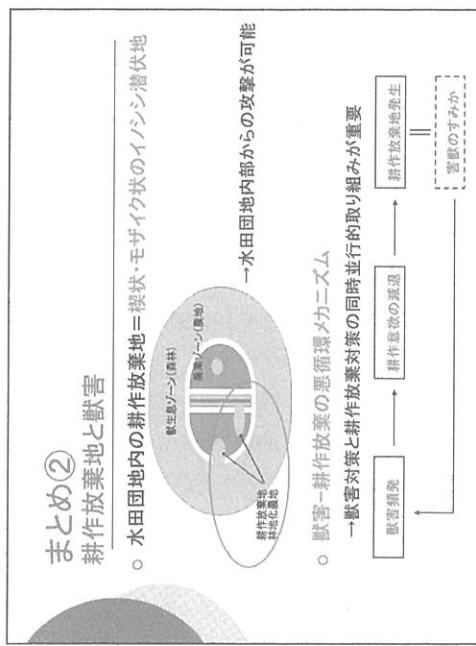




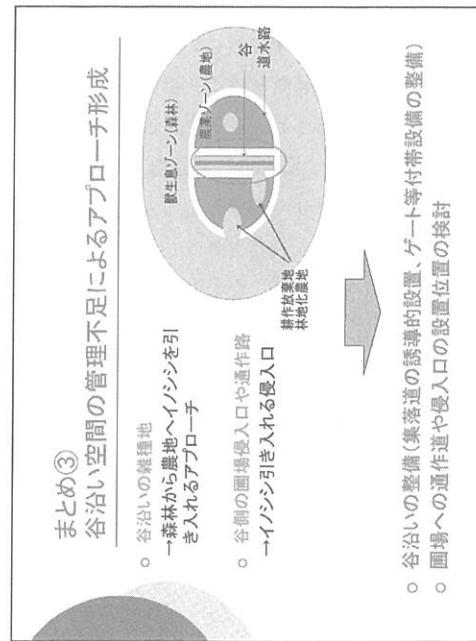
まとめ① 緩衝ゾーンの消失・管理不足



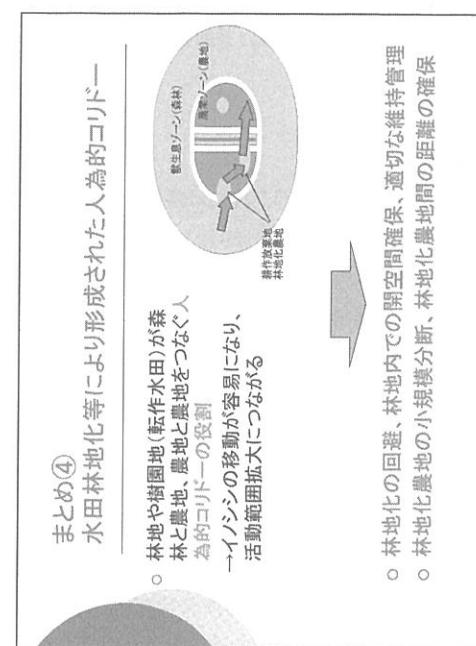
まとめ② 耕作放棄地と獣害



まとめ③ 谷沿い空間の管理不足によるアプローチ形成



まとめ④ 水田林地化等により形成された人為的コリドー



- 林地化の回避、林地内で開空間確保、適切な維持管理
- 林地化農地の小規模分断、林地化農地間の距離の確保

第27回農村計画研究部会現地研修集会について

1. 研修集会の概要

第27回農村計画研究部会現地研修集会は、農村計画学会等の協賛を得て、平成17年9月7日に福井市で開催され、全国から326名の参加者を得た。今回は、「豊かな農村資源を未来へ一地域が取り組むさまざまな保全のかたち一」をテーマに、基調講演、特別講演、および4件の報告が行われ、最後にパネルディスカッションが行われた。翌8日には、池田町における地域づくりや福井市一乗地区における中山間地域総合整備事業、福井市横山地区における水環境整備事業に関する現地検討会が催され、150名の参加者を得た。

以下に、基調講演、特別講演及び4件の報告とパネルディスカッションについて、その概要を報告する。なお、講演等の要旨・資料は、本研究部会発行の部会誌『農村計画』No.53に収められている¹⁾。また、パネルディスカッションの詳しい記録は、農業土木学会誌にて報告されるので、共に参照されたい。

2. 基調講演

祖田修氏（福井県立大学学長）により、「地域の豊かさとは何か—福井県を事例として—」と題して行われた。まず、「日本社会の展開と農業・農村の役割論の重点」について一覧表が示され、近年に到る過程で、農業・農村の役割が多元化・重層化してきたことが指摘された。特に近年では、農業が「産業としての農業」と「生涯産業としての農業」に二極化されているが、今後はこれらを一つの「場」に統合し、農業が総合的な役割を果たすことを求められているとの指摘がなされた。このような観点から福井県を概観してみると、県下の都市と農村は「相互到達性」において優れた地理的条件を備えており、氏が示す新たな概念である「場の農学」が実現される大いなるポテンシャルを秘めた県であることが示された。

3. 特別講演

杉本博文氏（池田町長）により、「農村力をデザインする」と題して行われた。池田町では、福井市内ショッピ

ングセンターでの産直コーナー開設を契機として、有機農業の展開や生ごみのコンポスト化など、農村資源の発掘とその活用が展開されていることが披露された。また農村には多くの資源があるものの、そのままでは活用できないとし、これを発見してその価値を見抜き、商品化するしきけ＝「農村力のデザイン」の重要性が強調された。さらに、農村資源の活用においては、そのすばらしさを証明する活動が最も重要であり、これにより消費者から信頼を得ることに成功のカギがあるとの指摘があった。

4. 事例及び情勢報告

1) 事例報告「かみなか農楽舎の歩みと活動報告」

（有）かみなか農楽舎代表取締役 馬場康一郎 氏

「農村集落の共同性を基盤にした都市の若者の就農・永住」を基本コンセプトとして建設された農村総合整備事業「かみなか農楽舎」の事例が報告された。本施設を運営・管理する（有）かみなか農楽舎は、農業体験・研修や農業インターンシップの受け入れ、直売・直販事業など、都市と農村を結ぶ幅広い事業を展開しているが、中でも農業インターンシップの受け入れは、着実に新規就農者を輩出するなど成功を収めているとのことである。その背景として、本施設が地元住民との強い連携関係を構築していること、これにより新規就農希望者と地元住民との間に良好な人間関係が構築されることなどが指摘された。

2) 事例報告「子どもの夢を地域の宝に」

九頭竜川下流地区地域用水協議会事務局長

竹内紘一 氏

農業用水再編対策事業（地域用水増進型）により開水路をパイプライン化し、これに伴って発生したパイプライン上部空間の利活用計画を、ワークショップ手法を用いた住民参加により策定した事例が紹介された。この中で、地域住民の意識改革の困難と共に、地元小学校との連携により小学生の参加が得られたことが大きな推進力となって、水路に対する住民の親しみの増大や、住民

相互の理解の深まりが見られたことが指摘された。

3) 事例報告「地域用水を活かした足羽の郷」

足羽川堰堤土地改良区連合専務理事 吉川強 氏

足羽川堰堤土地改良区連合管内において、住民参加により整備された酒生用水親水施設「酒生わいわいトープ」(ビオトープ), 「ネイチャーランド文殊」, 水環境整備事業横山地区の3事例が紹介されると共に、管内で継続的に実施されている景観・親水機能の維持保全および清掃活動に関する取り組みが紹介された。ここでは、教育機関との連携や、農家と非農家の連携による維持管理組織作りにより、地域づくりの一環として農業用水路の維持管理に取り組むことの重要性が指摘された。

4) 情勢報告「農地・農業用水などの資源保全施策の構築に向けて」

農林水産省農村振興局農村整備課課長補佐

村岡宏 氏

食料・農業・農村基本計画における資源保全施策の位置づけが示されるとともに、本施策における資源の定義について説明が行われた。すなわち、農地・農業用水等の資源は社会共通資本であり、いったん損なわれるとその復元に多大な時間と経費が必要であることから、維持管理対策が急務であると位置づけた。また社会共通資本としての農村資源は、生産資源、環境資源、制度資本の3つから成り立っており、特に制度資本の保全が生産資源と環境資源を支えるものとして重要である。よって、資源管理組織の再構築などを通して新たな状況に即した制度の強化が必要であるとの見解が示された。

5. パネルディスカッション

コーディネーターとして高橋強氏(石川県立大学教授), パネリストとして前出の杉本氏, 馬場氏, 竹内氏, 吉川氏, 村岡氏を迎え、パネルディスカッションが行われた。議論に先立ち高橋氏より、本年度集会のテーマである「農村資源の保全・継承」に対して以下の3つのサブテーマが示された。

- 1) 農村資源の内容・特徴と、これを継承・保全するとの社会的意義
- 2) 農村資源の継承・保全における行政や住民といった立場におけるそれぞれの役割
- 3) 高齢化社会における農村資源の保全・継承

また、当地での平成16年度福井豪雨災害や昨今の全国的な自然災害の頻発を受けて、自然災害が農村資源の保全・継承対策に与える影響についても、議論の折に触れてパネリストよりコメントをいただいた。

まず1点目に関して農村には、自然、文化、人、社会システムなど多くの資源があるとの共通見解が示された。一方、農村資源そのものの社会的意義については、未だ共通認識が得られておらず、このことが少なからず資源の保全・継承活動の滞りに影響を及ぼしているとの指摘があった。この背景として、農村資源や農村多面的機能の定義が曖昧であり、特に都市部において社会的認知が得られがたいことが指摘された。

続いて保全・継承の役割については、農村資源の存在を見抜いてこれを活用するためには、地域外からの人の流れが必要であり、その際にリーダーの情熱とこれを周囲に伝える力が求められるとの指摘があった。一方行政に対しては、地元へ入り込んでの調整役としての役割や、非農家に対する農村資源の保全・継承の意義をPRしていく役割を期待する声が高かった。

最後に高齢化社会への対応としては、農村資源の保全・継承を担う後継者の高齢化が進む中で、協調性や広い視野を持った若い人材を育てることの重要性が指摘された。また、非農家を含めた農村資源管理主体の組織化が急がれることも指摘された。

本研修集会の開催にあたり、福井県や水土里ネットふくいをはじめ関係各位に多大なるご支援を頂いた。最後になるがこの場を借りて深謝申し上げる次第である。

(文責：愛媛大学農学部・武山絵美)

参考資料

- 1) 農業土木学会農村計画研究部会：農村計画第53号, ISSN 0914-8671, pp.1-63 (2005)

事務局通信

昨年、福井県福井市で開催された第27回現地研修集会「豊かな農村資源を未来へ—地域が取り組むさまざまな保全のかたち—」は、全国から326名の参加者を得て実り多い集会となりました。これもひとえに福井県、水土里ネットふくい、農村計画学会、北陸農政局や関係市町村等のご尽力の賜と感謝申し上げます。本年は、ご多忙な中を熊本県に開催をお引き受けいただきました。昨年と同様、実り多い研修集会になると思います。

また当部会では、農業土木学会大会の企画セッションとして討論集会を開催しています。これは、現場と研究を結ぶざっくばらんな討論の場として毎年企画している集会です。昨年は岐阜大学農学部（岐阜県岐阜市）で、オーガナイザー・小池聰氏（名城大学）によって「中山

間地域直接支払いの評価と展望」というテーマで行われました。話題提供いただいたのは野原弘彦氏（農林水産省農村振興局、都合により発表は稻垣融一氏が代行）と亀山裕一氏（岐阜県農林水産局）で、制度の適用実態を明らかにした上で、その将来を展望しました。

さらに当部会では部会独自に奨励賞を授与しております。この賞は、農業土木学会大会講演会の報告者の中から「農村計画学の新たな発展に寄与することが期待される研究発表を行った若手研究者」に授与されます。本年で6回目となります。既に10名の方が受賞されています。受賞者のプレゼンテーション資料を本誌で順次紹介していきますので、ご期待ください。

平成17年度農村計画研究部会活動報告

1. 平成17年度活動報告

① 第27回現地研修集会

テーマ：豊かな農村資源を未来へ—

地域が取り組むさまざまな保全のかたち—

日 時：平成17年9月7日～8日

場 所：福井県民会館大ホール（福井県福井市）

講 師：6名 パネラー等：6名

担当幹事：高橋強

参 加 者：326名（現地検討会参加者150名）

② 討論集会

テーマ：中山間地域直接支払いの評価と展望

日 時：平成17年8月25日

場 所：岐阜大学農学部（岐阜県岐阜市）

担当幹事：山路永司

オーガナイザ：小池聰

講師2名 参加者70名

③ 部会奨励賞授与 2名

④ 部会誌「農村計画」の発行

第34巻1号（通巻53号）平成17年8月発行

⑤ 常任幹事会 3回

2. 平成16年度収支決算

一般会計

(収入)

交付金 100,000.-

協賛金 50,000.-

現地研修集会運営費 149,000.-

雑収入 12,012.-

前年度繰越金 277,140.-

合計 588,152.-

(支出)	
会議費	51,540.-
事務費	245,075.-
通信雑費	64,342.-
次年度繰越金	227,195.-
合計	588,152.-

特別会計 農村計画研究部会奨励基金

(収入)

奨励基金積立額	541,529.-
合計	541,529.-

(支出)

平成17年度部会奨励賞経費	53,735.-
基金積立残高	487,794.-
合計	541,529.

3. 平成18年度事業計画

① 第28回現地研修集会

テーマ：水土で築く豊かな環境
-阿蘇の取り組みに学ぶ-

日 時：平成18年9月7～8日

場 所：熊本テルサ・テルサホール(熊本県熊本市)

担当幹事：石田憲治

② 討論集会

テーマ：地域住民による農村環境資源管理

日 時：平成18年8月9日

場 所：宇都宮大学農学部(栃木県宇都宮市)

担当幹事：石田憲治

③ 部会奨励賞授与

④ 部会誌「農村計画」の発行

第35巻1号(通巻54号) 平成18年8月発行

⑤ 常任幹事会 3回

4. 役員体制

1) 役員 ○：常任幹事

部会長	○松尾 芳雄 愛媛大学農学部
副部会長	○亀田 昌彦 (株)三祐コンサルタンツ
副部会長	○山路 永司 東京大学大学院新領域創成科学研究科

監事	○有田 博之 新潟大学農学部
部会誌担当	○九鬼 康彰 京都大学大学院農学研究科
部会誌編集	武山 絵美 愛媛大学農学部
研修集会担当	○石田 憲治 農村工学研究所都市農村交流研究チーム
討論集会担当	○石田 憲治 農村工学研究所都市農村交流研究チーム

2) 幹事 (50音順)

<北海道>	
小黒 卓男 (株)ドーコン農業部	
○長澤 徹明 北海道大学大学院農学研究科	
野本 健 (財)北海道農業近代化技術研究センター	
山上 重吉 専修大学北海道短期大学	
<東北>	

神宮宇 寛 秋田県立大学短期大学部	
高橋 博 (株)新東洋技術コンサルタント	
谷口 建 弘前大学農学生命科学部	
田村 孝浩 宮城県農業短期大学	
服部 俊宏 北里大学獣医畜産学部	
○広田 純一 岩手大学農学部	
○前川 勝朗 山形大学農学部生物環境学科	
<関東>	

安藤 嘉章 太陽コンサルタンツ(株)環境資源事業部	
○井原 和彦 (社)農村環境整備センター	
上杉 静夫 (株)日本農業土木コンサルタンツ	
○岡野 光男 農村振興局事業計画課	
○落合 基継 (財)農村開発企画委員会	
○工藤 清光 農村工学研究所農村計画部	
○河野 英一 日本大学生物資源科学部	
○古賀 徹 農村振興局地域整備課	
○駒村 正治 東京農業大学地域環境科学部	
佐久間泰一 筑波大学農林工学系	

○千賀裕太郎 東京農工大学農学部	
○都築 廉剛 (財)日本水土総合研究所	
○富田 正彦 宇都宮大学農学部	
姫野 靖彦 内外エンジニアリング(株)東京支社技術部	

○藤沢 和 明治大学農学部	大坪 政美 九州大学大学院
牧山 正男 茨城大学農学部	加藤 治 佐賀大学農学部
○増尾 学 農村振興局農村政策課	宜保 清一 琉球大学農学部
○山内 勝彦 全国土地改良事業団体連合会	橋口 哲郎 アジアプランニング(株)
○山田 耕士 (社)地域資源循環技術センター	原口 暢朗 九州沖縄農業研究センター
<中部>	平 瑞樹 鹿児島大学農学部
足立一日出 北陸研究センター	村上 翼雄 日技クラウン(株)九州支社
荒井 涼 富山県立大学短期大学部	
○木村 和弘 信州大学農学部	3) 顧問 (50音順)
木本 凱夫 三重大学生物資源学部	石光 研二
小池 聰 名城大学都市情報学部	今井 敏行
高橋 強 石川県立大学	梅田 安治
藤居 良夫 信州大学工学部社会開発工学科	北村貞太郎
松本 康夫 岐阜大学応用生物科学部	小出 進
藪内 克義 (株)協和	笛野 伸治
吉永 次男 (株)葵エンジニアリング	高須 俊行
<近畿>	中川昭一郎
梶 雅弘 北居設計(株)企画部	長崎 明
金木 亮一 滋賀県立大学環境科学部	松村 洋夫
河野 泰之 京都大学東南アジア研究センター	安富 六郎
鳥崎 清寿 (株)サンスイコンサルタント	山本 敏
八丁 信正 近畿大学農学部	
○星野 敏 神戸大学農学部食料生産環境工学科	4) 事務局
<中四国>	事務局長 福与 徳文 農村工学研究所地域計画研究室
井上 久義 近畿中国四国農業研究センター	事務局員 遠藤 和子 農村工学研究所地域計画研究室
大西 博 (株)チエリーコンサルタント環境部	事務局員 芦田 敏文 農村工学研究所地域計画研究室
紙井 泰典 高知大学農学部	事務局員 八木 洋憲 農村工学研究所地域計画研究室
喜多威知郎 島根大學生物資源科学部	
西山 壮一 山口大学農学部	
○前川 俊清 県立広島大学生命環境部	
森下 一男 香川大学工学部	
守田 秀則 岡山大学環境理工学部	
<九州・沖縄>	
○秋吉 康弘 宮崎大学農学部	

刊行物案内

農業土木学会農村計画研究部会誌「農村計画」のバックナンバーは別表のとおりです。ご入用の方は下記申込要領により、部会事務局までお申込下さい。なおバックナンバーの目次をご希望の方は、目次のコピーサービス（既刊全号）を併せてご利用下さい。

3. 申込先 〒305-8609

茨城県つくば市観音台2-1-6

農村工学研究所 農村計画部

地域計画研究室内

農村計画研究部会事務局あて

(TEL 029-838-7548・7549)

記

1. バックナンバーの価格 1冊 2,000円（送料事務局負担）

2. 申込方法 購入を希望される巻号（通巻号）冊数、
送本先連絡電話番号を明記し、官製ハガキ
でお申込下さい。

4. 送金方法 送本時に詳細を同封します。

見積書、納品書、請求書は添付しますが、
所定の用紙が必要な場合はその旨ご連絡下さい。

5. 目次のコピー 郵便料とコピー代金の実費（既刊全号セット400円）で頒布します。目次コピー入用の方は80円切手5枚同封し、送付先を明記の上、封書で部会誌と同じ申込先へお申込下さい。

部会誌各号の特集・テーマ

通巻号	特 集 内 容	発行年月	通巻号	特 集 内 容	発行年月
1*	第1回研究集会	1972.5	29	農村計画と集落排水	1982.7
2*	投 稿	1973.4	30	水質保全と集落排水	1983.7
3*	第3回研究集会	1973.4	31	土地改良の新しい展開を求めて	1984.7
4*	第5回研究集会	1974.6	32	農村整備の新しい方向	1985.8
5*	投 稿	1974.7	33	新しい時代の農村計画	1986.7
6	投 稿	1975.6	34	魅力ある農村空間の創造	1987.7
7*	第8回研究集会	1975.12	35*	ゆとりとやすらぎのある農村計画を求めて	1988.7
8	投 稿	1976.6	36*	農村地域の活性化をめざして	1989.7
9*	第6回研究集会	1977.3	37	中山間地の開発と村おこし	1990.8
10	第9回研究集会	1977.3	38*	都市・農村における快適な農空間の創造	1991.8
11*	第10回研究集会	1977.3	39*	文化と歴史の調和したむらづくり	1992.8
12*	投 稿	1977.3	40	農村アメニティの構築にむけて	1993.8
13	第11回研究集会	1978.3	41	2050年に向けた地域ビジョンの確立	1994.8
14	第12回研究集会	1978.3	42	農村環境の管理を考える	1995.8
15	過疎地域における農山村開発	1979.1	43	次世代に向けて農村整備はなにをすべきか	1996.8
16	投 稿	1979.3	44	住みよく豊かな「むら」づくり	1997.8
17	投 稿	1979.8	45	農村地域における総合計画の新たな展開	1998.9
18	定住構想と農村計画	1980.3	46	新農業基本法と農村の地域づくり	1999.9
19	農村定住条件と村づくり	1980.3	47	農村地域における水辺環境を考える	2000.9
20	土地分級と土地利用計画	1980.3	48	21世紀の農村振興を考える	2001.9
21	投 稿	1980.7	49	農村計画研究部会設立30周年記念号	2002.3
22/23	合併号 農村計画と土地利用計画	1981.1	50	元気の出る田園空間の創造	2002.8
24	80年代の村づくりへの展望	1981.3	51	田園ルネッサンスをめざして	2003.8
25	農村計画における土地利用調整	1981.10	52	みんなで描く山里ものがたり	2004.8
26	明るい村づくりの新軌道	1981.12	53	豊かな農村資源を未来へ	2005.8
27/28	合併号 部会設立10周年	1982.3	54	水土で築く豊かな環境－阿蘇の取り組みに学ぶ－	2006.8

*は絶版のため、コピー製本版にて頒布

編集後記

ご記憶の方も多いと思いますが、昨年12月に公表された国勢調査の結果、わが国では当初の予想よりも約2年早く人口減社会に入りました。このことは從来指摘されてきた、農山村地域での地域社会の活力低下や地域資源管理の粗放化は、“ある地域”的“限られた人々”にとっての問題ではなく、日本の国民全員が真剣に向き合わなければならない問題にシフトしたことを明確に示しているのではないかでしょうか。

こうした事態に対して、今年の会場となる熊本県では「観光」や「循環」、「ボランティア」等のさまざまなキーワードに表される多様な取り組みが行われています。参加者の皆様が今回の現地研修集会から1つでも多くのヒントを得て、同じ目的の下に国や都道府県、市町村や集落といったレベル間で連携が取れ、重層的で地域性にあふれ、スケールメリットを活かした取り組みや活動が全国に広がれば幸いです。最後になりましたが、お忙しい時期にもかかわらず原稿をお寄せ下さった講師の皆様方に心よりお礼申し上げます。(Y.K.)

農業土木学会農村計画研究部会規約

(平成18年5月31日改正)

名 称

1. この部会は、農村計画研究部会と称する。

目 的

2. この部会は、農村計画、農村整備に関する学術の発展及び部会員間の学術交流に寄与することを目的とする。

事 業

3. この部会は、その目的を達成するため、共同研究・研究会等の開催・研究資料の収集・配布、関連諸機関との学術交流等を行う。

所属・会員

4. この部会は、農業土木学会に所属し、その学会員を主な構成員とするが、非学会員の加入も妨げない。

役 員

5. この部会には部会長1人、副部会長2人、常任幹事、幹事若干名及び監事1人の役員をおく。

総 会

6. 総会は、原則として年1回開催し、部会の重要事項について審議する。

役員会等

7. 事業の円滑な運営を図るため、部会には常任幹事会及び必要に応じて各種委員会を設ける。

経 費

8. この部会の運営に要する経費は、農業土木学会の補助金、会員の負担、寄付金等によってまかぬ。

入退会

9. この部会への入退会は自由であるが、そのつど事務局へ連絡する。

事 務 局

10. この部会の事務局は、茨城県つくば市観音台2-1-6 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構農村工学研究所農村計画部地域計画研究室内におく。

2006年8月20日 印刷
2006年8月31日 発行

編 集 農業土木学会農村計画研究部会
〒606-8502 京都市左京区北白川追分町
京都大学大学院農学研究科
地域環境科学専攻地域環境管理工学講座農村計画学分野内
TEL 075-753-6159

發 行 農業土木学会農村計画研究部会事務局
〒305-8609 茨城県つくば市観音台2-1-6
独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構
農村工学研究所農村計画部地域計画研究室内
TEL 029-838-7549
銀行口座番号 普通 6210117
常陽銀行 谷田部支店
口座名称 農村計画研究部会事務局

制 作 財團法人 農林統計協会
〒153-0064 東京都目黒区下目黒3-9-13
目黒・炭やビル
TEL 03-3492-2950(編集部)

JOURNAL OF RURAL PLANNING

Vol.35-1 No.54



2006. 8

THE SOCIETY OF RURAL PLANNING

National Institute for Rural Engineering

Department of Rural Planning, Laboratory of Regional Planning

2-1-6 Kannondai, Tsukuba, Ibaraki, 305-8609 JAPAN